

令和5年度第5回川崎市社会教育委員会議 定例会

日 時 令和5年10月31日(火)
18:30～20:30
場 所 高津市民館 大会議室

次 第

- 1 開会 (18:30～18:35)
- 2 報告事項
 - (1) 専門部会報告 (18:35～18:50) **【資料1】**
 - (2) 川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について **【資料2-1】**
川崎市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について **【資料2-2】**
川崎市市民館に係る指定管理者の指定の手續等に関する規則の制定 **【資料2-3】**
について **【資料2-4】**
川崎市立図書館に係る指定管理者の指定の手續等に関する規則の制 **【資料2-5】**
定について **【資料2-6】**
(18:50～19:30)
 - (3) 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び **【資料3】**
評価に関する報告書(令和4年度版)
(19:30～20:20)
- 4 その他 (20:20～20:25)
- 5 閉会 (20:25～20:30)

※ () 内は質疑応答を含む想定時間

令和 5 年度川崎市社会教育委員会議専門部会 実施状況

	専門部会	第 1 回		第 2 回		第 3 回		第 4 回	
		日にち	報告書	日にち	報告書	日にち	報告書	日にち	報告書
1	教育文化会館	6月16日	○						
2	幸市民館	6月29日	○	9月25日	○				
3	中原市民館	6月23日	○						
4	高津市民館	6月23日	○	10月17日					
5	宮前市民館	7月14日	○	9月20日	○				
6	多摩市民館	7月24日	○	9月26日	○				
7	麻生市民館	5月17日	○	8月2日	○	10月11日	○		
8	有馬・野川生涯学習支援施設	8月10日	○						
9	図書館	6月14日	○	10月25日					
10	日本民家園	5月28日	○	7月22日	○				
11	青少年科学館	6月28日	○						
12	青少年教育施設								

○・・・提出済

専門部会審議報告書

部会名	令和5年度第2回 幸市民館専門部会
開催日時	令和5年9月25日（月） 午後2時～午後4時
場所	幸市民館 第一会議室
出席者	<p><委員> 浦山委員、大塚委員、片岡委員、柴田委員、夏井委員 （欠席：小泉委員、梅原委員、松井委員）</p> <p><事務局> 加藤幸市民館長、鈴木日吉分館長、松本社会教育振興係長、 松下管理担当係長</p>
議事項目	<p>(1) 前回専門部会の摘録について</p> <p>(2) 管理運営・実施状況等について</p> <p>(3) 社会教育振興事業について</p> <p>(4) 調査・審議事項について</p>

決定・確認事項

- (1)～(3)の項目について
 事務局から報告を行い、各委員から質問や意見がなされた。
- (4)調査・審議事項について
 今期審議のテーマ及び方向性について、意見交換がなされた。

主な意見

- (1) 前回専門部会の摘録について
 ・前回の摘録について確認された。
- (2) 管理運営・実施状況について
 ・ホール座面補修等は貸館を止めずに行って欲しい。
- (3) 社会教育振興事業について
 ・事業について、内容についての質疑がなされ、詳細な説明を行った。
- (4) 審議テーマについて
 ・ボランティアスタッフなくしては、成立しない事業についての表現に工夫が必要。
 ・参加者が数年後、ボランティアになって運営として活動する流れについて記載する。
 ・公のカルチャーセンター化ではなく、営利目的では扱わないテーマについても行っていくという記載をする。

その他

傍聴者：なし

専門部会審議報告書

部会名	令和5年度第2回 川崎市社会教育委員会議 宮前市民館専門部会
開催日時	令和5年9月20日(水) 10:00~12:00
場所	宮前市民館 4階 第4会議室
出席者	<p><委員> 川西和子(部会長)、山本良子(副部会長)、山本太三雄、高久實、 榑崎光雄、當間幸江</p> <p><事務局> 大木館長、徳原係長、齋藤主任、山澤(宮前市民館) 田添分館長(菅生分館)</p>
議事項目	1 報告事項 2 協議事項 3 その他

決定・確認事項

1 報告事項

(1) 宮前市民館・菅生分館の社会教育振興事業について

宮前市民館・菅生分館の社会教育振興事業について、資料1及び資料2に基づき、事務局から説明を行った。

2 協議事項

(1) 今期の研究課題について

今期は、市民への広報をテーマとしており、報告書の取りまとめに向けて、市民館だよりのレイアウト改良の効果を確認する方法等について意見交換を行った。

3 その他

第3回・第4回(宮前市民館専門部会及び市民自主学級・市民自主企画事業の提案会と選考)の日程については、次のとおりとする。

第3回 令和5年12月6日(水) 午後2時~4時

第4回 令和6年2月18日(日) 午後1時~5時頃(予定)

主な意見

1 報告事項

(1) 宮前市民館・菅生分館の社会教育振興事業について

- ・市民館の地域コミュニティ交流・学習事業「お誕生日にオリジナル絵本を贈ろう」はいい企画であるが、向丘地区から市民館は遠いため、出張所を活用してこのような講座を実施してはどうか。今後の区役所移転等を考えると、出張所の重要性は増しており、さらに活用してほしい。
- ・菅生分館の現代的課題学習支援事業「菅生の現代史 菅生百年のあゆみ」については、講座の内容等を冊子に残し、向丘出張所等で見られるようにしてほしい。よい取組であり、他の地区についても実施できるといい。
- ・菅生分館で行っている事業終了後のフォローとしての同窓会は、人のつながりや各種の活動が継続的に行われるきっかけとなる有効な手段だと思う。

2 協議事項

(1) 今期の研究課題について

- ・ 市民館だよりの改良の効果を確認するため、利用者の意見を聞く。当初ヒアリングを行った親子学級に再度ヒアリングするほか、ギャラリーなどの利用者や市民館主催事業の参加者、10月21日に開催されるみやまえ子育てフェスタの参加者にも協力を呼びかけ、幅広い年齢層からの意見を聴取する。
- ・ 次の市民館だより（12月号）にアンケートフォームにつながる二次元コードを掲載し、読者にアンケートを取る。
- ・ 第3回専門部会で、その時点までのヒアリングやアンケート結果を共有する。

その他

傍聴者：なし

専門部会審議報告書

部会名	令和5年度第2回 多摩市民館専門部会
開催日時	令和5年9月26日（火）10時～12時
場所	多摩市民館第6会議室
出席者	高梨宏子部会長、米山福吉副部会長、羽深東委員、小澤章子委員、山本和恵委員、安陪修司委員、三品勉委員、柏原美由紀多摩市民館長、篠原和則多摩市民館担当係長、星野弘明多摩市民館担当係長
議事項目	(1) 令和5年度第1回会議録について (2) 令和5年度施設管理等について（報告） (3) 令和5年度多摩市民館社会教育振興事業について（報告） (4) 今期のテーマについて

決定・確認事項

- (1) 今期のテーマについて
テーマのタイトルや、報告書の構成・内容についての方向性を確認
- (2) 次回の会議日程について
第3回専門部会：12月12日（火）14時～16時に決定

主な意見

- (1) 今期のテーマは元々、区内で市民館を使いにくい人のところへアプローチしていく、というところから始まっている。いろいろな方に市民館を上手く活用してもらえるよう考えていくべきである。
- (2) テーマのタイトル案について、アウトリーチ・モデルは一つのツールであり、その結果として市民館の認知度向上や市民館・市民が繋がるパイプ作りを目指すもので、その思いが「アプローチ強化」という言葉に表れていると思う。
- (3) 多摩区全域でどこでも講演会や出前講座を聴ける場所が多くある、その中心として機能していくのが市民館であるということ言えばよい。
- (4) 今期のテーマは、市民館を皆さんに使ってくださいとアピールする狙いもある。出前などの取組を通じて知名度が上がれば、アクセスが不便でも市民館に来てくれるようになるかもしれない。
- (5) 市民館という存在について、あそこに行けば面白いことがありそう、自分にとってためになることがありそうと認識が広がれば、生涯学習・社会教育の発展にもつながっていくと思うので、そういう方向性でまとめられるとよい。
- (6) 報告書案では、今期のテーマ設定の経緯の説明の中で、目指すところである「区域全域へのアプローチ強化」という言葉が使われていない。様々な方が社会教育にアクセスしやすくするという観点を一言でも載せた方がよい。

その他

傍聴者：2名

専門部会審議報告書

部 会 名	令和5年度第3回 麻生市民館専門部会
開催日時	令和5年10月11日(水) 午前10時00分～12時30分
場 所	麻生区役所 第4会議室
出席者	井上 俊夫、横川 博行、菅原 陽子、徳田 富美恵、田澤 梓、角田 季美枝、角南 ゆり絵 事務局：齊藤館長、相澤分館長、内藤係長、江上係長、田中職員
議事項目	(1) 令和5年度事業進捗状況について (2) 令和4・5年度報告書(案)について あさお一箱古本市の実施結果報告 (3) その他

決定・確認事項

- 1 一箱古本市の開催から、令和4・5年度の報告書を作成する。
- 2 麻生区らしい市民館を目指して専門部会としての意見を提案したい。

主な意見

- 1 令和5年度の主な事業・工事の進捗状況について
 - ・資料から令和5年度の予定及び進捗状況について説明
- 2 令和4・5年度報告書(案)について
 - ・あさお一箱古本市の実施結果について報告
 - ・あさお一箱古本市の実施内容を含む、令和4・5年度の報告書(叩き台)について説明
 - ・今後記載する内容について確認
 - ・委員より修正箇所について提案
- 3 その他
 - ・令和4・5年度の報告書の今後の作成予定について
 - ・勉強会の報告について、どうまとめて意見として提出するか

その他

傍聴者：2名

専門部会審議報告書

部 会 名	令和5年度第1回 アリーノ専門部会
開催日時	令和5年8月10日（木） 10:00～12:00
場 所	有馬・野川生涯学習支援施設 グループ室
出席者	<p><委員> 小倉敬子（部会長）、生駒みを（副部会長）、大島孝夫、津田知充、永野勝、鴨志田由美</p> <p><事務局> 大木館長、山澤（宮前市民館）</p> <p><指定管理者> 本田館長、山口シニアディレクター、三枝（アクティオ株式会社）</p>
議事項目	<p>(1) 令和4年度管理運営業務報告について</p> <p>(2) 令和4年度利用実績・事業・収支報告について</p> <p>(3) 令和5年度事業計画について</p> <p>(4) その他</p>

決定・確認事項

- 1 令和4年度管理運営業務報告について
管理運営業務報告書に基づき、有馬・野川生涯学習支援施設館長から説明を行った。
- 2 令和4年度利用実績・事業・収支報告について
利用実績・事業・収支報告書等に基づき、同館長から説明を行った。
- 3 令和5年度事業計画について
令和5年度事業計画書に基づき、同館長から説明を行った。
- 4 その他
第2回専門部会は、11月の開催に向け、欠席者も含めて日程調整を行う。

主な意見

- 2 令和4年度利用実績・事業・収支報告について
 - ・地域関連事業として1月に有馬中学校の生徒とアリーノスタッフでまちづくり・伝統・地域をテーマとし意見交換を行っているが、様々なことに忙しい学校と連携して実現に至ったことは評価できる。自分が携わる野川地区での取組の参考としたい。
- 3 令和5年度事業計画について
 - ・市民活動支援コーナーの利用促進に向けた課題として、要望は多いが担い手が見つからないことや、コロナ禍の影響による登録団体の減少がある。
 - ・市民活動支援コーナー運営委員会の世代交代を促し、負担軽減を図るのに良い方法は、任期を決めることだと思う。新陳代謝の仕組みづくりが必要なのではないか。
 - ・コロナ禍で活動を辞めた団体は多い。高齢化で一旦休止した活動を再開しないケースが増えている一方で、新しい団体は年齢層が若く、世代交代が起こるのは自然なことだと思う。
 - ・若い世代の市民活動を支援するには、ある程度営利的な活動を認めていくべきではないか。
 - ・グループ室、フリースペース室等の市民活動支援コーナーの利用促進については、会議や活動の打ち合わせに限るという縛りを緩和すると利用率が向上するのではないか。

その他

傍聴者：あり（1名）

川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

民間事業者のノウハウやマンパワー等を有効に活用しながら、市民館の事業・サービスの質を向上させつつ、これまで本市が培ってきた知識・経験の継続や、公共性に配慮した上で、新たな管理・運営手法として指定管理者制度を導入する。

2 指定管理者制度導入の経緯

令和3年3月に策定した「今後の市民館・図書館のあり方」の実現に向け、効率的・効果的な管理・運営手法を検討し、令和4年8月に策定した「市民館・図書館の管理・運営の考え方」において、市民館に指定管理者制度の導入を進めることとした。

3 改正の主な内容

(1) 指定管理者制度の導入

指定管理者に市民館の管理を行わせるための指定の手續、指定管理者が行う

管理の基準、施設の利用許可等の業務の範囲を定めるもの

(2) 規則事項の移行

指定管理者制度の導入に伴い、川崎市市民館使用規則で定めていた利用時間及び休館日を条例に定めるもの

(3) 利用料金制の導入

利用料金の額は、条例に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めること、また、指定管理者の管理する施設等の利用料金は、指定管理者の収入とすることを定めるもの

4 施行期日

規則で定める日。ただし、指定管理者に係る改正規定の一部及び委任に係る改正規定については、公布の日

川崎市市民館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																												
<p>川崎市市民館条例</p> <p>昭和47年川崎市条例第38号</p> <p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 市民のために、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって市民の教養の向上を図るため、川崎市市民館（以下「市民館」という。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 市民館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市幸市民館</td> <td>川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2</td> </tr> <tr> <td>川崎市中原市民館</td> <td>川崎市中原区新丸子東3丁目1,100番地12</td> </tr> <tr> <td>川崎市高津市民館</td> <td>川崎市高津区溝口1丁目4番1号</td> </tr> <tr> <td>川崎市宮前市民館</td> <td>川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4</td> </tr> <tr> <td>川崎市多摩市民館</td> <td>川崎市多摩区登戸1,775番地1</td> </tr> <tr> <td>川崎市麻生市民館</td> <td>川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の市民館に次の分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市幸市民館日吉分館</td> <td>川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号</td> </tr> <tr> <td>川崎市高津市民館橘分館</td> <td>川崎市高津区久末2,012番地1</td> </tr> <tr> <td>川崎市宮前市民館菅生分館</td> <td>川崎市宮前区菅生5丁目4番11号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	川崎市幸市民館	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2	川崎市中原市民館	川崎市中原区新丸子東3丁目1,100番地12	川崎市高津市民館	川崎市高津区溝口1丁目4番1号	川崎市宮前市民館	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4	川崎市多摩市民館	川崎市多摩区登戸1,775番地1	川崎市麻生市民館	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号	名称	位置	川崎市幸市民館日吉分館	川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号	川崎市高津市民館橘分館	川崎市高津区久末2,012番地1	川崎市宮前市民館菅生分館	川崎市宮前区菅生5丁目4番11号	<p>川崎市市民館条例</p> <p>昭和47年川崎市条例第38号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市民のために、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行ない、もって市民の教養の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 川崎市市民館（以下「市民館」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市幸市民館</td> <td>川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2</td> </tr> <tr> <td>川崎市中原市民館</td> <td>川崎市中原区新丸子東3丁目1,100番地12</td> </tr> <tr> <td>川崎市高津市民館</td> <td>川崎市高津区溝口1丁目4番1号</td> </tr> <tr> <td>川崎市宮前市民館</td> <td>川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4</td> </tr> <tr> <td>川崎市多摩市民館</td> <td>川崎市多摩区登戸1,775番地1</td> </tr> <tr> <td>川崎市麻生市民館</td> <td>川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の市民館に次の分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市幸市民館日吉分館</td> <td>川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号</td> </tr> <tr> <td>川崎市高津市民館橘分館</td> <td>川崎市高津区久末2,012番地1</td> </tr> <tr> <td>川崎市宮前市民館菅生分館</td> <td>川崎市宮前区菅生5丁目4番11号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	川崎市幸市民館	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2	川崎市中原市民館	川崎市中原区新丸子東3丁目1,100番地12	川崎市高津市民館	川崎市高津区溝口1丁目4番1号	川崎市宮前市民館	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4	川崎市多摩市民館	川崎市多摩区登戸1,775番地1	川崎市麻生市民館	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号	名称	位置	川崎市幸市民館日吉分館	川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号	川崎市高津市民館橘分館	川崎市高津区久末2,012番地1	川崎市宮前市民館菅生分館	川崎市宮前区菅生5丁目4番11号
名称	位置																																												
川崎市幸市民館	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2																																												
川崎市中原市民館	川崎市中原区新丸子東3丁目1,100番地12																																												
川崎市高津市民館	川崎市高津区溝口1丁目4番1号																																												
川崎市宮前市民館	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4																																												
川崎市多摩市民館	川崎市多摩区登戸1,775番地1																																												
川崎市麻生市民館	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号																																												
名称	位置																																												
川崎市幸市民館日吉分館	川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号																																												
川崎市高津市民館橘分館	川崎市高津区久末2,012番地1																																												
川崎市宮前市民館菅生分館	川崎市宮前区菅生5丁目4番11号																																												
名称	位置																																												
川崎市幸市民館	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2																																												
川崎市中原市民館	川崎市中原区新丸子東3丁目1,100番地12																																												
川崎市高津市民館	川崎市高津区溝口1丁目4番1号																																												
川崎市宮前市民館	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4																																												
川崎市多摩市民館	川崎市多摩区登戸1,775番地1																																												
川崎市麻生市民館	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号																																												
名称	位置																																												
川崎市幸市民館日吉分館	川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号																																												
川崎市高津市民館橘分館	川崎市高津区久末2,012番地1																																												
川崎市宮前市民館菅生分館	川崎市宮前区菅生5丁目4番11号																																												

改正後		改正前	
川崎市麻生市民館岡上分館	川崎市麻生区岡上3丁目15番5号	川崎市麻生市民館岡上分館	川崎市麻生区岡上3丁目15番5号
<p>(事業)</p> <p>第3条 市民館は、第1条の目的を達成するため、おおむね次の<u>事業を行う</u>。</p> <p>(1) 幼児、青少年及び成人に関する学級及び講座を開設すること。</p> <p>(2) 討論会、講演会、講習会、実習会、展示会等を開催すること。</p> <p>(3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。</p> <p>(4) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。</p> <p>(5) 文化活動の奨励を<u>行う</u>こと。</p> <p>(6) 視聴覚器材器具の貸出しを<u>行う</u>こと。</p> <p>(7) 社会教育関係団体の育成を図ること。</p> <p>(8) 施設及び設備(以下「施設等」という。)を市民の集会その他の公共的利用に供すること。</p> <p>(職員)</p> <p>第4条 市民館(次条第1項に規定する指定管理者が管理を行う市民館を除く。)に館長及びその他必要な職員を置く。</p> <p><u>(指定管理者)</u></p> <p><u>第4条の2 教育委員会(以下「委員会」という。)は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの(以下「指定管理者」という。)に市民館(川崎市中原市民館、川崎市高津市民館及び川崎市高津市民館橘分館に限る。以下この条から第4条の4まで、第4条の5第2項及び第11条の2において同じ。)の管理を行わせる。</u></p> <p><u>(1) 市民館の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。</u></p> <p><u>(2) 事業計画書の内容が、市民館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費</u></p>		<p>(事業)</p> <p>第3条 市民館は、第1条の目的を達成するため、おおむね次の<u>事業を行なう</u>。</p> <p>(1) 幼児、青少年及び成人に関する学級及び講座を開設すること。</p> <p>(2) 討論会、講演会、講習会、実習会、展示会等を開催すること。</p> <p>(3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。</p> <p>(4) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。</p> <p>(5) 文化活動の奨励を<u>行なう</u>こと。</p> <p>(6) 視聴覚器材器具の貸出しを<u>行なう</u>こと。</p> <p>(7) 社会教育関係団体の育成を図ること。</p> <p>(8) 施設及び設備を市民の集会その他の公共的利用に供すること。</p> <p>(職員)</p> <p>第4条 市民館に館長及びその他必要な職員を置く。</p> <p>(新設)</p>	

改正後	改正前				
<p><u>の縮減が図られるものであること。</u></p> <p><u>(3) 事業計画書の内容に沿った市民館の管理を安定して行う能力を有すること。</u></p> <p><u>2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他委員会が必要と認める書類を委員会に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 委員会は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。</u> <u>(指定管理者が行う管理の基準)</u></p> <p><u>第4条の3 指定管理者は、この条例並びにこれに基づく規則及び教育委員会規則の規定に従い、市民館の管理を行わなければならない。</u> <u>(指定管理者が行う業務の範囲)</u></p> <p><u>第4条の4 指定管理者は、施設等の利用許可に関する業務その他の市民館の管理のために必要な業務を行わなければならない。</u> <u>(利用時間及び休館日)</u></p> <p><u>第4条の5 市民館の利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会は、必要と認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="197 933 347 973">利用時間</td> <td data-bbox="347 933 1086 973">午前9時から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 973 347 1153">休館日</td> <td data-bbox="347 973 1086 1153"> <u>(1) 毎月第3月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該日の直後の休日でない日</u> <u>(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日</u> </td> </tr> </table>	利用時間	午前9時から午後9時まで	休館日	<u>(1) 毎月第3月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該日の直後の休日でない日</u> <u>(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日</u>	
利用時間	午前9時から午後9時まで				
休館日	<u>(1) 毎月第3月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該日の直後の休日でない日</u> <u>(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日</u>				
<p><u>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ委員会の承認を得て、市民館の利用時間を変更し、又は市民館を臨時に開館し、若しくは休館することができる。</u></p>					

改正後	改正前
<p>(利用許可)</p> <p>第5条 市民館の<u>施設等</u>を利用しようとする者は、<u>委員会</u>(指定管理者が管理を行う市民館にあっては、指定管理者。次条から第10条までにおいて同じ。)の許可を受けなければならない。</p> <p>(視聴覚器材器具の貸出し)</p> <p>第6条 市民館の視聴覚器材器具の貸出しを受けようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>(入館等の制限)</p> <p>第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める者については、入館を<u>断り</u>、又は退館させることができる。</p> <p>(1) 適当な指導者又は付添人のない6歳未満の者</p> <p>(2) 泥酔者その他他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある者</p> <p>(3) 危険な物品を携帯し、又は動物(身体障害者が同伴する身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。)を伴う者</p> <p>(4) その他市民館の管理上支障があると認められる者</p> <p>(利用許可の制限)</p> <p>第8条 委員会は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当すると認める場合は、市民館の<u>施設等の利用</u>を許可しない。</p> <p>(1) <u>施設等を毀損するおそれがあるとき</u>。</p> <p>(2) 管理上支障があるとき。</p> <p>(3) その他委員会が<u>利用</u>を不相当と認めるとき。</p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第9条 委員会は、第5条の許可を受けた者(以下「<u>利用者</u>」という。)が次の各</p>	<p>(使用許可)</p> <p>第5条 市民館の<u>施設及び設備</u>を使用しようとする者は、<u>教育委員会</u>(以下「委員会」という。)の許可を受けなければならない。</p> <p>(視聴覚器材器具の貸出し)</p> <p>第6条 市民館の視聴覚器材器具の貸出しを受けようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>(入館等の制限)</p> <p>第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める者は、入館を<u>断わり</u>、又は退館させることができる。</p> <p>(1) 適当な指導者又は付添人のない6歳未満の者</p> <p>(2) 泥酔者その他他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある者</p> <p>(3) 危険な物品を携帯し、又は動物(身体障害者が同伴する身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。)を伴う者</p> <p>(4) その他市民館の管理上支障があると認められる者</p> <p>(使用許可の制限)</p> <p>第8条 委員会は、次の各号の<u>一に</u>該当すると認める場合は、市民館の<u>施設及び設備の使用</u>を許可しない。</p> <p>(1) <u>施設及び設備をき損するおそれがあるとき</u>。</p> <p>(2) 管理上支障があるとき。</p> <p>(3) その他委員会が<u>使用</u>を不相当と認めるとき。</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第9条 委員会は、第5条の許可を受けた者(以下「<u>使用者</u>」という。)が次の各</p>

改正後	改正前
<p>号の<u>いずれかに該当する場合は、その許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。</u></p> <p>(1) <u>利用の目的に反したとき。</u></p> <p>(2) <u>偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。</u></p> <p>(3) <u>災害その他の事故により利用できなくなったとき。</u></p> <p>(4) <u>工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由が生じたとき。</u></p> <p>(5) <u>前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則若しくは教育委員会規則に違反したとき。</u></p> <p>(施設等の変更禁止)</p> <p>第10条 <u>利用者は、市民館の施設等の利用に当たっては、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、委員会が特に認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 <u>利用者は、市民館(指定管理者が管理を行う市民館を除く。)の施設等の利用について、別表第1に定める使用料(設備については、同表に定める金額の範囲内において規則で定める使用料)を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(利用料金)</p> <p>第11条の2 <u>利用者は、市民館の施設等の利用について、指定管理者に利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。</u></p> <p>2 <u>利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>利用料金の額は、別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長</u></p>	<p>号の<u>一に該当する場合は、その許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。</u></p> <p>(1) <u>使用目的に反したとき。</u></p> <p>(2) <u>偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。</u></p> <p>(3) <u>災害その他の事故により使用できなくなったとき。</u></p> <p>(4) <u>工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由が生じたとき。</u></p> <p>(5) <u>前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</u></p> <p>(施設及び設備の変更禁止)</p> <p>第10条 <u>使用者は、市民館の施設及び設備の使用にあたっては、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、委員会が特に認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 <u>使用者は、市民館の施設及び設備の使用について別表に定める使用料を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</u></p> <p><u>4 利用料金は、指定管理者の収入とする。</u></p> <p>(貸出料)</p> <p>第12条 市民館の視聴覚器材器具の貸出しは、無料とする。</p> <p>(受講料及び入場料)</p> <p>第13条 <u>市長(指定管理者が管理を行う市民館にあつては、指定管理者。次項において同じ。)</u>は、第3条第1号、第2号及び第4号に掲げる事業を行うに当たつては、受講料又は入場料を徴収することができる。</p> <p>2 前項の受講料又は入場料の額は、<u>市長がその都度</u>定める。</p> <p>(使用料及び利用料金の減免)</p> <p>第14条 <u>市長</u>は、特に必要があると認めるときは、<u>第11条第1項に規定する使用料を減額し、又は免除</u>することができる。</p> <p><u>2 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除</u>することができる。</p> <p>(使用料及び利用料金の返還)</p> <p>第15条 <u>既に支払われた使用料</u>は、返還しない。ただし、<u>市長</u>が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p><u>2 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、その全部又は一部を返還</u>することができる。</p> <p>(利用権の譲渡禁止)</p> <p>第16条 <u>利用者は、市民館の施設等を利用する権利を第三者に譲渡してはならない。</u></p> <p>(利用者の義務)</p> <p>第17条 <u>利用者は、善良な管理者の注意をもって市民館の施設等を利用しな</u></p>	<p>(貸出料)</p> <p>第12条 市民館の視聴覚器材器具の貸出しは、無料とする。</p> <p>(受講料及び入場料)</p> <p>第13条 <u>委員会</u>は、第3条第1号、第2号及び第4号に掲げる事業を行なうにあつては、受講料又は入場料を徴収することができる。</p> <p>2 前項の受講料又は入場料の額は、<u>委員会がそのつど</u>定める。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第14条 <u>委員会</u>は、<u>第11条に定める使用料について、特に必要があると認めるときは、これを減額し、又は免除</u>することができる。</p> <p>(使用料の返還)</p> <p>第15条 <u>既納の使用料</u>は、返還しない。ただし、<u>委員会</u>が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>(使用権の譲渡禁止)</p> <p>第16条 <u>使用者は、市民館の施設及び設備を使用する権利を第三者に譲渡してはならない。</u></p> <p>(使用者の義務)</p> <p>第17条 <u>使用者は、善良な管理者の注意をもって市民館の施設及び設備を使用</u></p>

改正後					改正前																														
<p>ればならない。 (原状回復)</p> <p>第18条 <u>利用者は、市民館の施設等の利用を終了し、又は利用許可を取り消され、利用を制限され、若しくは利用を停止されたときは、直ちにその施設等を原状に回復し、又は返還しなければならない。</u> (取消し等による損害の責任)</p> <p>第19条 <u>市及び指定管理者は、第9条第4号に該当する場合を除き、利用許可の取消し又は利用の制限若しくは停止によって、利用者</u>に生じた損害については、<u>その責めを負わない。</u> (損害の賠償)</p> <p>第20条 <u>利用者は、市民館の施設等に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。</u> (委任)</p> <p>第21条 この条例の施行について必要な事項は、<u>規則及び教育委員会規則</u>で定める。</p> <p>別表第1 (第11条関係)</p> <p>1 施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">種別</th> <th colspan="4">金額</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9時～ 11時30分</td> <td>0時30分～ 4時30分</td> <td>5時30分～ 9時</td> <td>9時～9時</td> </tr> </tbody> </table>					種別	金額				午前	午後	夜間	全日	9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時	<p>しなければならない。 (原状回復)</p> <p>第18条 <u>使用者が、市民館の施設及び設備の使用を終了し、又は使用許可を取り消され、使用を制限され、若しくは使用を停止されたときは、直ちにその施設及び設備を原状に回復し、又は返還しなければならない。</u> (取消し等による損害の責任)</p> <p>第19条 <u>第9条第4号に該当する場合を除き、使用許可の取消し又は使用の制限若しくは停止によって、使用者</u>に生じた損害については、<u>市は、その責を負わない。</u> (損害の賠償)</p> <p>第20条 <u>使用者は、市民館の施設及び設備に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。</u> (委任)</p> <p>第21条 この条例の施行について必要な事項は、<u>委員会</u>が定める。</p> <p>別表 (第11条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">種別</th> <th colspan="4">金額</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9時～ 11時30分</td> <td>0時30分～ 4時30分</td> <td>5時30分～ 9時</td> <td>9時～9時</td> </tr> </tbody> </table>					種別	金額				午前	午後	夜間	全日	9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時
種別	金額																																		
	午前	午後	夜間	全日																															
	9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時																															
種別	金額																																		
	午前	午後	夜間	全日																															
	9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時																															

改正後							改正前						
ホ ー ル	大 ホ ー ル	幸 宮前 多摩 麻生	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円	大 ホ ー ル	中原	4,140円	6,160円	10,190円	20,490円	
		幸 高津 宮前 多摩 麻生	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円		大 ホ ー ル	幸 高津	560円	1,230円	1,680円	3,470円
	幸 多摩	1,120円	2,460円	3,360円	6,940円	リハ ー サ ル 室	幸 高津		560円	1,230円	1,680円	3,470円	
種別			9時～12時	1時～5時	5時30分～ 9時	9時～9時	種別			9時～12時	1時～5時	5時30分～ 9時	9時～9時
会 議 室	大 会 議 室	幸 宮前 多摩 麻生	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円	会 議 室	幸 高津 宮前 多摩 麻生	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円	
	第1 会 議 室	幸	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円		第1 会 議 室	幸	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
		宮前	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円			多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円

改正後						改正前						
第2 会議 室	多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	第2 会議 室	中原 高津 宮前	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	
	幸 麻生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円		第3 会議 室	宮前	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	宮前	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円			幸 中原 高津 麻生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	多摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円			多摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円
第3 会議 室	幸 宮前 麻生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	第3 会議 室	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	
	多摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円		幸 中原 宮前 麻生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	
第4 会議 室	幸 多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	第4 会議 室	多摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円	
	宮前	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円		幸 中原 多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	
	麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		宮前	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	
							高津 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	

改正後						改正前						
教養室	第5 会議 室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	第5 会議 室	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
								中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	第6 会議 室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	第6 会議 室	中原	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
								高津	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	集会 室	菅生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	集会 室	菅生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		岡上	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円		岡上	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	音楽 室	幸	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	音楽 室	幸 中原	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
							第1 音楽 室	高津	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
							第2 音楽 室	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		幸 宮前 多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	和室	幸 中原 高津 宮前 多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	日吉	670円	780円	1,120円	2,570円		日吉 檜	670円	780円	1,120円	2,570円	

改正後						改正前					
	菅生	890円	1,000円	1,340円	3,230円		菅生	890円	1,000円	1,340円	3,230円
料理室	幸 宮前 多摩 麻生	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	料理室	幸 中原 高津 宮前 多摩 麻生	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	幸 宮前 多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		実習室	幸 中原 高津 宮前 多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円
実習室	日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円	実習室		日吉 橘	890円	1,000円	1,340円
	宮前 多摩 麻生	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円		視聴覚室	中原 高津 宮前 多摩 麻生	2,120円	2,680円	3,470円
学習室	菅生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	学習室		菅生	1,230円	1,790円	2,240円
	岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円		第1学習室	岡上	890円	1,000円	1,340円
第1学習室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	第1学習室		多摩	1,230円	1,790円	2,240円
	日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円			日吉	890円	1,000円	1,340円

改正後					
室					
第2 学習 室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円
第3 学習 室	日吉	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
第4 学習 室	日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円
茶華 道室	岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円
体育室	幸 宮前 多摩	330円	560円	1,120円	2,010円
	麻生	440円	780円	1,340円	2,560円
	岡上	220円	330円	670円	1,220円

備考

- 1 土曜日、日曜日及び休日を利用する場合は、規定使用料の2割を増徴する。
- 2 利用許可の時間を超えて利用する場合は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間区分にお

改正前					
室	橋	670円	780円	1,120円	2,570円
第2 学習 室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	日吉 橋	890円	1,000円	1,340円	3,230円
第3 学習 室	日吉	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	橋	890円	1,000円	1,340円	3,230円
第4 学習 室	日吉 橋	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	茶華 道室	岡上	890円	1,000円	1,340円
体育室	中原 高津 麻生	440円	780円	1,340円	2,560円
	幸 宮前 多摩	330円	560円	1,120円	2,010円
	岡上	220円	330円	670円	1,220円

備考

- 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に使用するとき、規定使用料の2割を増徴する。
- 2 使用許可の時間を超えて使用する場合は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の使用時間区分におけ

改正後		改正前																	
<p>ける施設使用料の2割（1円未満の端数は、切り捨てる。）を増徴する。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設使用料は、無料とする。</p> <p>3 大ホールの利用について入場料を徴収する場合は、次の表の入場料金の区分に従い、規定使用料に増徴の割合を乗じて得た額を増徴する。</p>		<p>る使用料の2割を増徴する。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>3 大ホールの使用について入場料を徴収する場合は、次表の入場料金の区分に従い、規定使用料に増徴の割合を乗じて得た額を増徴する。</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>入場料金</th> <th>増徴の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000円未満</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>1,000円以上3,000円未満</td> <td>10割</td> </tr> <tr> <td>3,000円以上</td> <td>20割</td> </tr> </tbody> </table>		入場料金	増徴の割合	1,000円未満	5割	1,000円以上3,000円未満	10割	3,000円以上	20割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>入場料金</th> <th>増徴の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000円未満</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>1,000円以上3,000円未満</td> <td>10割</td> </tr> <tr> <td>3,000円以上</td> <td>20割</td> </tr> </tbody> </table>		入場料金	増徴の割合	1,000円未満	5割	1,000円以上3,000円未満	10割	3,000円以上	20割
入場料金	増徴の割合																		
1,000円未満	5割																		
1,000円以上3,000円未満	10割																		
3,000円以上	20割																		
入場料金	増徴の割合																		
1,000円未満	5割																		
1,000円以上3,000円未満	10割																		
3,000円以上	20割																		
<p>2 設備使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陶芸用電気窯</td> <td>1台 1回</td> <td>3,360円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他附帯設備</td> <td>1式、1台、1本、1列、1基、1枚、</td> <td rowspan="2">5,600円</td> </tr> <tr> <td>1個、1脚、1双、1張、1室、1キロワットその他1単位 1回</td> </tr> </tbody> </table>		種別	単位	金額	陶芸用電気窯	1台 1回	3,360円	その他附帯設備	1式、1台、1本、1列、1基、1枚、	5,600円	1個、1脚、1双、1張、1室、1キロワットその他1単位 1回	<p>4 大ホール（高津市民館に限る。）を見本市、商品展示会その他これらに類する催物に使用する場合は、大ホールの規定使用料の9倍相当額を増徴する。この場合において、前項の規定は適用しない。</p> <p>5 その他設備の使用料については、委員会が別に定める。</p>							
種別	単位	金額																	
陶芸用電気窯	1台 1回	3,360円																	
その他附帯設備	1式、1台、1本、1列、1基、1枚、	5,600円																	
	1個、1脚、1双、1張、1室、1キロワットその他1単位 1回																		
<p>備考</p> <p>1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱う。</p> <p>2 利用許可の時間を超えて利用する場合は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、設備使用料の2割相当額を増徴する。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する</p>																			

改正後

改正前

場合の中間時間の設備使用料は、無料とする。

3 前2項の規定は、陶芸用電気窯には、適用しない。

別表第2（第11条の2関係）

1 施設利用料

種別			金額			
			午前	午後	夜間	全日
			9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時
ホ ー ル	大ホ ール	中原	4,140円	6,160円	10,190円	20,490円
		高津	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円
	リハ ーサ ル室	高津	560円	1,230円	1,680円	3,470円
種別			9時～12時	1時～5時	5時30分～ 9時	9時～9時
会 議 室	大会 議室	高津	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円
	第1 会議 室	中原 高津	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円

改正後						改正前					
教 養 室	第2 会議 室	中原									
		高津	<u>1,230円</u>	<u>1,790円</u>	<u>2,240円</u>	<u>5,260円</u>					
	第3 会議 室	中原	<u>1,230円</u>	<u>1,790円</u>	<u>2,240円</u>	<u>5,260円</u>					
		高津	<u>1,790円</u>	<u>2,120円</u>	<u>2,800円</u>	<u>6,710円</u>					
	第4 会議 室	中原	<u>1,230円</u>	<u>1,790円</u>	<u>2,240円</u>	<u>5,260円</u>					
		高津	<u>1,790円</u>	<u>2,120円</u>	<u>2,800円</u>	<u>6,710円</u>					
	第5 会議 室	中原	<u>1,230円</u>	<u>1,790円</u>	<u>2,240円</u>	<u>5,260円</u>					
		高津	<u>1,790円</u>	<u>2,120円</u>	<u>2,800円</u>	<u>6,710円</u>					
	第6 会議 室	中原									
		高津	<u>1,790円</u>	<u>2,120円</u>	<u>2,800円</u>	<u>6,710円</u>					
	音楽 室	中原	<u>2,120円</u>	<u>2,680円</u>	<u>3,470円</u>	<u>8,270円</u>					
	第1 音楽 室	高津	<u>2,120円</u>	<u>2,680円</u>	<u>3,470円</u>	<u>8,270円</u>					
	第2 音楽 室	高津	<u>1,790円</u>	<u>2,120円</u>	<u>2,800円</u>	<u>6,710円</u>					

改正後						改正前					
和室	中原	<u>1,790円</u>	<u>2,120円</u>	<u>2,800円</u>	<u>6,710円</u>						
	高津										
	橘	<u>670円</u>	<u>780円</u>	<u>1,120円</u>	<u>2,570円</u>						
料理室	中原	<u>2,120円</u>	<u>2,680円</u>	<u>3,470円</u>	<u>8,270円</u>						
	高津										
実習室	中原	<u>1,790円</u>	<u>2,120円</u>	<u>2,800円</u>	<u>6,710円</u>						
	高津										
	橘	<u>890円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,340円</u>	<u>3,230円</u>						
視聴覚室	中原	<u>2,120円</u>	<u>2,680円</u>	<u>3,470円</u>	<u>8,270円</u>						
	高津										
第1学習室	橘	<u>670円</u>	<u>780円</u>	<u>1,120円</u>	<u>2,570円</u>						
第2学習室	橘	<u>890円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,340円</u>	<u>3,230円</u>						
第3学習室	橘	<u>890円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,340円</u>	<u>3,230円</u>						
第4学習室	橘	<u>890円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,340円</u>	<u>3,230円</u>						
体育室	中原	<u>440円</u>	<u>780円</u>	<u>1,340円</u>	<u>2,560円</u>						
	高津										

改正後	改正前																	
<p><u>備考</u></p> <p>1 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の<u>2割増相当額とする。</u></p> <p>2 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、<u>超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)</u>につき、その直前の利用時間区分における施設利用料の<u>2割相当額(1円未満の端数は、切り捨てる。)</u>とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、<u>無料とする。</u></p> <p>3 大ホールの利用について入場料を徴収する場合の施設利用料の額は、次の表の入場料金の区分に従い、規定利用料に増額の割合を乗じて得た額を、施設利用料に加えた額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">入場料金</th> <th style="text-align: center;">増額の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000円未満</td> <td style="text-align: center;">5割</td> </tr> <tr> <td>1,000円以上3,000円未満</td> <td style="text-align: center;">10割</td> </tr> <tr> <td>3,000円以上</td> <td style="text-align: center;">20割</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 大ホール(川崎市高津市民館に限る。)を見本市、商品展示会その他これらに類する催物に利用する場合の施設利用料の額は、大ホールの規定利用料の<u>9倍相当額を加算した額とする。</u>この場合において、前項の規定は、適用しない。</p> <p><u>2 設備利用料</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陶芸用電気窯</td> <td>1台 1回</td> <td style="text-align: center;">3,360円</td> </tr> <tr> <td>その他附帯設備</td> <td>1式、1台、1本、1列、1基、1枚、 1個、1脚、1双、1張、1キロワット</td> <td style="text-align: center;">5,600円</td> </tr> </tbody> </table>	入場料金	増額の割合	1,000円未満	5割	1,000円以上3,000円未満	10割	3,000円以上	20割	種別	単位	金額	陶芸用電気窯	1台 1回	3,360円	その他附帯設備	1式、1台、1本、1列、1基、1枚、 1個、1脚、1双、1張、1キロワット	5,600円	
入場料金	増額の割合																	
1,000円未満	5割																	
1,000円以上3,000円未満	10割																	
3,000円以上	20割																	
種別	単位	金額																
陶芸用電気窯	1台 1回	3,360円																
その他附帯設備	1式、1台、1本、1列、1基、1枚、 1個、1脚、1双、1張、1キロワット	5,600円																

改正後		改正前
	その他 1 単位 1 回	
<p><u>備考</u></p> <p>1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱う。</p> <p>2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、設備利用料の2割相当額とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。</p> <p>3 前2項の規定は、陶芸用電気窯には、適用しない。</p>		

川崎市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

民間事業者のノウハウやマンパワー等を有効に活用しながら、図書館の事業・サービスの質を向上させつつ、これまで本市が培ってきた知識・経験の継続や、公共性に配慮した上で、新たな管理・運営手法として指定管理者制度を導入する。

2 指定管理者制度導入の経緯

令和3年3月に策定した「今後の市民館・図書館のあり方」の実現に向け、効率的・効果的な管理・運営手法を検討し、令和4年8月に策定した「市民館・図書館の管理・運営の考え方」において、一部の図書館に指定管理者制度の導入を進めることとした。

3 改正の主な内容

(1) 条例の題名の改正

これまでの図書館の位置等に加え、図書館の管理や業務の範囲などを条例に定めるため、「川崎市立図書館設置条例」から「川崎市立図書館条例」に題名を改めるもの

(2) 指定管理者制度の導入

指定管理者に図書館の管理を行わせるための指定の手續、指定管理者が行う管理の基準、図書資料の収集や分類、図書館の施設等の維持管理などの業務の範囲を定めるもの

(3) 規則事項の移行

指定管理者制度の導入に伴い、川崎市立図書館規則で定めていた開館時間及び休館日、事業等の事項を条例に定めるもの

4 施行期日

規則で定める日。ただし、指定管理者に係る改正規定の一部については、公布の日

川崎市立図書館設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																													
<p style="text-align: center;"><u>川崎市立図書館条例</u></p> <p style="text-align: center;">昭和 2 5 年川崎市条例第 3 2 号</p> <p><u>(目的及び設置)</u></p> <p>第 1 条 図書館法（昭和 2 5 年法律第 1 1 8 号）第 1 条の目的を達成するため、<u>川崎市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。</u></p> <p><u>(名称及び位置)</u></p> <p>第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>川崎市立図書館設置条例</u></p> <p style="text-align: center;">昭和 2 5 年川崎市条例第 3 2 号</p> <p>第 1 条 図書館法（昭和 2 5 年法律第 1 1 8 号）第 1 条の目的を達成するため、<u>本市に次の図書館及び分館を設置し、必要に応じ閲覧所、配本所等を置くことができる。</u></p> <table border="1" data-bbox="1131 566 2033 1193"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">図書館</td> <td>川崎市立川崎図書館</td> <td>川崎市川崎区駅前本町 1 2 番地 1</td> </tr> <tr> <td>川崎市立幸図書館</td> <td>川崎市幸区戸手本町 1 丁目 1 1 番地 2</td> </tr> <tr> <td>川崎市立中原図書館</td> <td>川崎市中原区小杉町 3 丁目 1, 3 0 1 番地</td> </tr> <tr> <td>川崎市立高津図書館</td> <td>川崎市高津区溝口 4 丁目 1 6 番 3 号</td> </tr> <tr> <td>川崎市立宮前図書館</td> <td>川崎市宮前区宮前平 2 丁目 2 0 番地 4</td> </tr> <tr> <td>川崎市立多摩図書館</td> <td>川崎市多摩区登戸 1, 7 7 5 番地 1</td> </tr> <tr> <td>川崎市立麻生図書館</td> <td>川崎市麻生区万福寺 1 丁目 5 番 2 号</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">分館</td> <td>川崎市立川崎図書館大師分館</td> <td>川崎市川崎区大師駅前 1 丁目 1 番 5 号</td> </tr> <tr> <td>川崎市立川崎図書館田島分館</td> <td>川崎市川崎区追分町 1 6 番 1 号</td> </tr> <tr> <td>川崎市立幸図書館日吉分館</td> <td>川崎市幸区南加瀬 1 丁目 7 番 1 7 号</td> </tr> <tr> <td>川崎市立高津図書館橘分館</td> <td>川崎市高津区久末 2, 0 1 2 番地 1</td> </tr> <tr> <td>川崎市立麻生図書館柿生分館</td> <td>川崎市麻生区片平 3 丁目 3 番 1 号</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 2 条 図書館に館長、司書、司書補、その他必要な職員を置く。</p>	区分	名称	位置	図書館	川崎市立川崎図書館	川崎市川崎区駅前本町 1 2 番地 1	川崎市立幸図書館	川崎市幸区戸手本町 1 丁目 1 1 番地 2	川崎市立中原図書館	川崎市中原区小杉町 3 丁目 1, 3 0 1 番地	川崎市立高津図書館	川崎市高津区溝口 4 丁目 1 6 番 3 号	川崎市立宮前図書館	川崎市宮前区宮前平 2 丁目 2 0 番地 4	川崎市立多摩図書館	川崎市多摩区登戸 1, 7 7 5 番地 1	川崎市立麻生図書館	川崎市麻生区万福寺 1 丁目 5 番 2 号	分館	川崎市立川崎図書館大師分館	川崎市川崎区大師駅前 1 丁目 1 番 5 号	川崎市立川崎図書館田島分館	川崎市川崎区追分町 1 6 番 1 号	川崎市立幸図書館日吉分館	川崎市幸区南加瀬 1 丁目 7 番 1 7 号	川崎市立高津図書館橘分館	川崎市高津区久末 2, 0 1 2 番地 1	川崎市立麻生図書館柿生分館	川崎市麻生区片平 3 丁目 3 番 1 号
区分	名称	位置																												
図書館	川崎市立川崎図書館	川崎市川崎区駅前本町 1 2 番地 1																												
	川崎市立幸図書館	川崎市幸区戸手本町 1 丁目 1 1 番地 2																												
	川崎市立中原図書館	川崎市中原区小杉町 3 丁目 1, 3 0 1 番地																												
	川崎市立高津図書館	川崎市高津区溝口 4 丁目 1 6 番 3 号																												
	川崎市立宮前図書館	川崎市宮前区宮前平 2 丁目 2 0 番地 4																												
	川崎市立多摩図書館	川崎市多摩区登戸 1, 7 7 5 番地 1																												
	川崎市立麻生図書館	川崎市麻生区万福寺 1 丁目 5 番 2 号																												
分館	川崎市立川崎図書館大師分館	川崎市川崎区大師駅前 1 丁目 1 番 5 号																												
	川崎市立川崎図書館田島分館	川崎市川崎区追分町 1 6 番 1 号																												
	川崎市立幸図書館日吉分館	川崎市幸区南加瀬 1 丁目 7 番 1 7 号																												
	川崎市立高津図書館橘分館	川崎市高津区久末 2, 0 1 2 番地 1																												
	川崎市立麻生図書館柿生分館	川崎市麻生区片平 3 丁目 3 番 1 号																												

改正後

改正前

名称	位置
川崎市立川崎図書館	川崎市川崎区駅前本町1番地1
川崎市立幸図書館	川崎市幸区戸手本町1丁目1番地2
川崎市立中原図書館	川崎市中原区小杉町3丁目1, 301番地
川崎市立高津図書館	川崎市高津区溝口4丁目1番3号
川崎市立宮前図書館	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4
川崎市立多摩図書館	川崎市多摩区登戸1, 775番地1
川崎市立麻生図書館	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号

2 前項の図書館に次の分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
川崎市立川崎図書館大師分館	川崎市川崎区大師駅前1丁目1番5号
川崎市立川崎図書館田島分館	川崎市川崎区追分町1番1号
川崎市立幸図書館日吉分館	川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号
川崎市立高津図書館橘分館	川崎市高津区久末2, 012番地1
川崎市立麻生図書館柿生分館	川崎市麻生区片平3丁目3番1号

(事業)

第3条 図書館は、おおむね次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書、記録、郷土資料、地方行政資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。))を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、分類し、配列し、及びその目録を整備すること。
- (2) 図書館資料を市民の利用に供し、及びその利用のための相談に応ずること。
- (3) 学校図書館、他の地方公共団体の公立図書館等と緊密に連絡し、及び協力し、並びに他の地方公共団体の公立図書館等と図書館資料の相互貸借を行

第3条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別にこれを定める。

改正後	改正前
<p><u>うこと。</u></p> <p><u>(4) 閲覧所、配本所及び自動車文庫を運営すること。</u></p> <p><u>(5) 読書会、研究会、鑑賞会、資料展示会、講演会等を主催し、及びそれらの開催を奨励すること。</u></p> <p><u>(6) 図書館奉仕のための資料を刊行し、及び配布すること。</u></p> <p><u>(職員)</u></p> <p><u>第4条 図書館（次条第1項に規定する指定管理者が管理を行う図書館を除く。）に館長、司書、司書補その他必要な職員を置く。</u></p> <p><u>(指定管理者)</u></p> <p><u>第5条 教育委員会（以下「委員会」という。）は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）に図書館（川崎市立高津図書館橘分館に限る。以下この条から第7条まで及び第8条第2項において同じ。）の管理を行わせる。</u></p> <p><u>(1) 図書館の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。</u></p> <p><u>(2) 事業計画書の内容が、図書館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</u></p> <p><u>(3) 事業計画書の内容に沿った図書館の管理を安定して行う能力を有すること。</u></p> <p><u>2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他委員会が必要と認める書類を委員会に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 委員会は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。</u></p> <p><u>(指定管理者が行う管理の基準)</u></p> <p><u>第6条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく教育委員会規則の規定に従い、図書館の管理を行わなければならない。</u></p> <p><u>(指定管理者が行う業務の範囲)</u></p> <p><u>第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。</u></p> <p><u>(1) 図書館資料の収集、分類、配列及びその目録の整備に関すること。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前						
<p>(2) <u>図書館資料の市民の利用及びそのための相談に関すること。</u></p> <p>(3) <u>図書館の施設及び設備の維持管理に関すること。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、図書館の管理に関する業務のうち、委員会が必要と認める業務</u> <u>(開館時間及び休館日)</u></p> <p>第8条 <u>図書館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が必要があると認めるときは、開館時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。</u></p> <table border="1" data-bbox="224 539 1102 1023"> <tr> <td data-bbox="224 539 371 1023">開館時間</td> <td data-bbox="371 539 721 802">月曜日から金曜日まで</td> <td data-bbox="721 539 1102 802">午前9時30分から午後7時まで（川崎市立中原図書館にあっては午前9時30分から午後9時まで、分館にあっては午前10時から午後6時まで）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="224 802 371 1023"></td> <td data-bbox="371 802 721 1023">土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）</td> <td data-bbox="721 802 1102 1023">午前9時30分から午後5時まで（分館にあっては、午前10時から午後5時まで）</td> </tr> </table> <p>休館日</p> <p>(1) <u>毎月第3月曜日。ただし、休日に当たるときは、当該日の直後の休日でない日</u></p> <p>(2) <u>12月29日から翌年の1月3日までの日</u></p> <p>(3) <u>図書館資料の整理等に必要期間として、1年につき6日を超えない範囲内で委員会が定める期間</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ委員会の承認を得て、図書館の開館時間を変更し、又は図書館を臨時に開館し、若しくは休館することができる。</u></p>	開館時間	月曜日から金曜日まで	午前9時30分から午後7時まで（川崎市立中原図書館にあっては午前9時30分から午後9時まで、分館にあっては午前10時から午後6時まで）		土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）	午前9時30分から午後5時まで（分館にあっては、午前10時から午後5時まで）	<p>(新設)</p>
開館時間	月曜日から金曜日まで	午前9時30分から午後7時まで（川崎市立中原図書館にあっては午前9時30分から午後9時まで、分館にあっては午前10時から午後6時まで）					
	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）	午前9時30分から午後5時まで（分館にあっては、午前10時から午後5時まで）					

改正後	改正前
<p><u>(貸出し等の登録)</u></p> <p>第9条 図書館資料（電磁的記録であってインターネットを通じた利用が可能であるもの（以下「電子書籍」という。）を除く。以下同じ。）を図書館以外の場所（以下「館外」という。）で利用しようとする場合は、教育委員会規則で定めるところにより、図書館資料の館外での利用（以下「貸出し」という。）に係る委員会又は指定管理者の登録を受けなければならない。電子書籍（地方行政資料その他の教育委員会規則で定めるものを除く。以下同じ。）を利用しようとする場合も、同様とする。</p>	(新設)
<p><u>(登録資格)</u></p> <p>第10条 前条前段の規定により貸出しの登録を受けることができるものは、 <u>個人又は学校教育、社会教育若しくは家庭教育の援助若しくは向上に資する活動を行う団体であってその活動の拠点が市の区域内にあるものとする。</u></p> <p>2 前条後段の規定により電子書籍の利用の登録を受けることができる者は、 <u>市の区域内に住所を有する者、在勤する者及び在学する者とする。</u></p>	(新設)
<p><u>(貸出しの手続等)</u></p> <p>第11条 貸出し及び電子書籍の利用の手続並びに貸出しを受け、又は電子書籍を利用することができる数量及び期間は、教育委員会規則で定める。</p>	(新設)
<p><u>(図書館資料の貸出しの制限)</u></p> <p>第12条 図書館資料のうち、郷土資料、新聞その他の教育委員会規則で定めるものは、貸出しをしない。ただし、委員会が特に理由があると認めるときは、この限りでない。</p>	(新設)
<p><u>(貸出しの停止等)</u></p> <p>第13条 委員会（指定管理者が管理を行う図書館にあつては、指定管理者。以下同じ。）は、貸出しを受けたものが、貸出期間を経過した後において、図書館資料を返却しない場合は、貸出しを停止し、又は第9条に規定する登録を取り消すことができる。</p>	(新設)
<p><u>(紛失等の届出)</u></p>	(新設)

改正後	改正前
<p><u>第14条 図書館資料を閲覧し、又は貸出しを受けたものが、当該図書館資料を破損し、又は紛失したときは、速やかにその旨を委員会に届け出て、その指示に従わなければならない。</u></p> <p><u>(入館等の制限)</u></p> <p><u>第15条 委員会は、他人の迷惑となるおそれのある者その他管理上支障があると認められる者については、入館を断り、又は退館させることができる。</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、教育委員会規則で定める。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

川崎市市民館に係る指定管理者の指定の手續等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市市民館（以下「市民館」という。）に係る指定管理者（川崎市市民館条例（昭和47年川崎市条例第38号。以下「条例」という。）第4条の2第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手續等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公告)

第2条 教育委員会（以下「委員会」という。）は、条例第4条の2第1項の規定により市民館の管理を行わせるため、法人その他の団体（以下「法人等」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告する。

- (1) 管理を行わせる施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間（以下「指定予定期間」という。）
- (4) 条例第4条の2第2項の規定による事業計画書その他委員会が必要と認める書類の提出（以下「事業計画書等の提出」という。）の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

(事業計画書等の提出)

第3条 事業計画書等の提出は、委員会が定める期間内にしなければならない。

2 条例第4条の2第2項に規定する事業計画書その他委員会が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定予定期間に属する各年度の市民館の管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

- (3) 事業計画書等の提出をする日（以下「提出日」という。）の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書若しくは活動計算書又は収支計算書。ただし、提出日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録とする。
- (4) 提出日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び活動予算書又は収支予算書
- (5) 役員の名簿及び履歴書
- (6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (7) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類
(指定管理予定者)

第4条 委員会は、事業計画書等の提出をした法人等が2以上あるときは、条例第4条の2第1項各号に掲げる要件（以下「指定要件」という。）を満たし、かつ、市民館の事業を行う上で最も適切と認める法人等を指定管理者の予定者（以下「指定管理予定者」という。）とする。

2 委員会は、事業計画書等の提出をした法人等が1である場合において、指定要件を満たすときは、当該法人等を指定管理予定者とする。

3 委員会は、前条第1項に規定する委員会が定める期間内に事業計画書等の提出をした法人等がないとき、又は前2項の指定管理予定者がないときは、再度、第2条の規定による公告を行う。

(通知)

第5条 委員会は、条例第4条の2第1項の指定をしたときは、指定された法人等に対し、指定管理者指定書（別記様式）により通知する。

(協定)

第6条 指定管理者は、委員会と市民館の管理に関する協定を締結するものと

する。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 利用許可に関する事項
- (3) 利用に係る料金に関する事項
- (4) 管理に要する費用に関する事項
- (5) 管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (6) 管理の業務の報告に関する事項
- (7) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (8) 川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）に規定する作業報酬
に関する事項
- (9) その他委員会が必要と認める事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

<p>指定管理者指定書</p> <p>川崎市教育委員会指令 第 号</p> <p>住所</p> <p>名称</p> <p>代表者の氏名 様</p> <p>を の指定管理者に指定</p> <p>しましたので、川崎市市民館に係る指定管理者の指定の手續等に関する</p> <p>規則第5条の規定により通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p>川崎市教育委員会 印</p>	
<p>指 定 期 間</p>	<p>年 月 日から 年 月 日まで</p>

川崎市立図書館に係る指定管理者の指定の手続等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市立図書館（以下「図書館」という。）に係る指定管理者（川崎市立図書館設置条例（昭和25年川崎市条例第32号。以下「条例」という。）第5条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公告)

第2条 教育委員会（以下「委員会」という。）は、条例第5条第1項の規定により図書館の管理を行わせるため、法人その他の団体（以下「法人等」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告する。

- (1) 管理を行わせる施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間（以下「指定予定期間」という。）
- (4) 条例第5条第2項の規定による事業計画書その他委員会が必要と認める書類の提出（以下「事業計画書等の提出」という。）の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項
(事業計画書等の提出)

第3条 事業計画書等の提出は、委員会が定める期間内にしなければならない。

2 条例第5条第2項に規定する事業計画書その他委員会が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定予定期間に属する各年度の図書館の管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (3) 事業計画書等の提出をする日（以下「提出日」という。）の属する事業

年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書若しくは活動計算書又は収支計算書。ただし、提出日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録とする。

(4) 提出日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び活動予算書又は収支予算書

(5) 役員の名簿及び履歴書

(6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類

(7) 現に行っている業務の概要を記載した書類

(8) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

(指定管理予定者)

第4条 委員会は、事業計画書等の提出をした法人等が2以上あるときは、条例第5条第1項各号に掲げる要件（以下「指定要件」という。）を満たし、かつ、図書館の事業を行う上で最も適切と認める法人等を指定管理者の予定者（以下「指定管理予定者」という。）とする。

2 委員会は、事業計画書等の提出をした法人等が1である場合において、指定要件を満たすときは、当該法人等を指定管理予定者とする。

3 委員会は、前条第1項に規定する委員会が定める期間内に事業計画書等の提出をした法人等がないとき、又は前2項の指定管理予定者がないときは、再度、第2条の規定による公告を行う。

(通知)

第5条 委員会は、条例第5条第1項の指定をしたときは、指定された法人等に対し、指定管理者指定書（別記様式）により通知する。

(協定)

第6条 指定管理者は、委員会と図書館の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 管理に要する費用に関する事項

(3) 管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(4) 管理の業務の報告に関する事項

(5) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項

(6) 川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）に規定する作業報酬に関する事項

(7) その他委員会が必要と認める事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

<p>指定管理者指定書</p> <p>川崎市教育委員会指令 第 号</p> <p>住所</p> <p>名称</p> <p>代表者の氏名 様</p> <p>を の指定管理者に指定</p> <p>しましたので、川崎市立図書館に係る指定管理者の指定の手續等に関する規則第5条の規定により通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p>川崎市教育委員会 印</p>	
<p>指 定 期 間</p>	<p>年 月 日から 年 月 日まで</p>

**教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行状況に係る点検
及び評価に関する報告書
(令和4年度版)**

社会教育委員会議用抜粋

第2章 かわさき教育プランについて

「**かわさき教育プラン**」は、子どもたちの豊かで健やかな成長を願うとともに、市民の生涯学習の充実を目指し、**平成27年3月に策定**されました。

- ◇このプランは、**平成27年度から令和7年度までのおおむね10年間を対象期間とし**、対象期間全体を通して実現を目指すものをプランの基本理念と基本目標として掲げながら、具体的な取組は、「基本政策」「施策」「事務事業」として体系的に整理しています。
- ◇本市では、かわさき教育プランを、**「教育基本法」第17条第2項に定める「教育振興基本計画」として位置付けています。**

かわさき教育プラン 第3期実施計画の全体像

基本理念

夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く

基本目標

自主・自立

変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと

共生・協働

個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと

かわさき教育プラン 第3期実施計画の全体像

基本政策

基本政策Ⅰ

人間としての在り方
生き方の軸をつくる

- ★キャリア在り方生き方教育の推進

基本政策Ⅱ

学ぶ意欲を育て、
「生きる力」を伸ばす

- ★市学習状況調査の結果の活用推進
- ★かわさきGIGAスクール構想の推進

基本政策Ⅲ

一人ひとりの教育的
ニーズに対応する

- ★特別支援教育の推進
- ★児童生徒支援・相談活動の拡充

基本政策Ⅳ

良好な教育環境を
整備する

- ★学校施設長期保全計画の推進
- ★児童生徒数・学級数増加対策

基本政策Ⅴ

学校の教育力を強化
する

- ★教職員の働き方・仕事の進め方改革の推進

基本政策Ⅵ

家庭・地域の教育力を
高める

- ★地域の寺子屋事業の推進

基本政策Ⅶ

いきいきと学び、
活動するための環境
をつくる

- ★学習や活動を通じた人づくり、つながりづくり、地域づくりの推進
- ★学校施設の有効活用

基本政策Ⅷ

文化財の保護・活用
と魅力ある博物館づ
くりを進める

- ★橘樹官衙遺跡群の史跡整備の推進

★は主な取組のうちの重点事業を掲載

第3章 かわさき教育プランの点検及び評価の項目

「かわさき教育プラン」は、
計画（PLAN）－実行（DO）－点検・評価（CHECK）－改善（ACTION）
のサイクルで推進していきます。

- ◇点検及び評価の項目は、かわさき教育プラン第3期実施計画の8つの基本政策から、45の事務事業までを対象としています。
- ◇点検及び評価は、学識経験者・市民代表・教職員代表で構成される「川崎市教育改革推進会議」から御意見をいただきながら行いました。

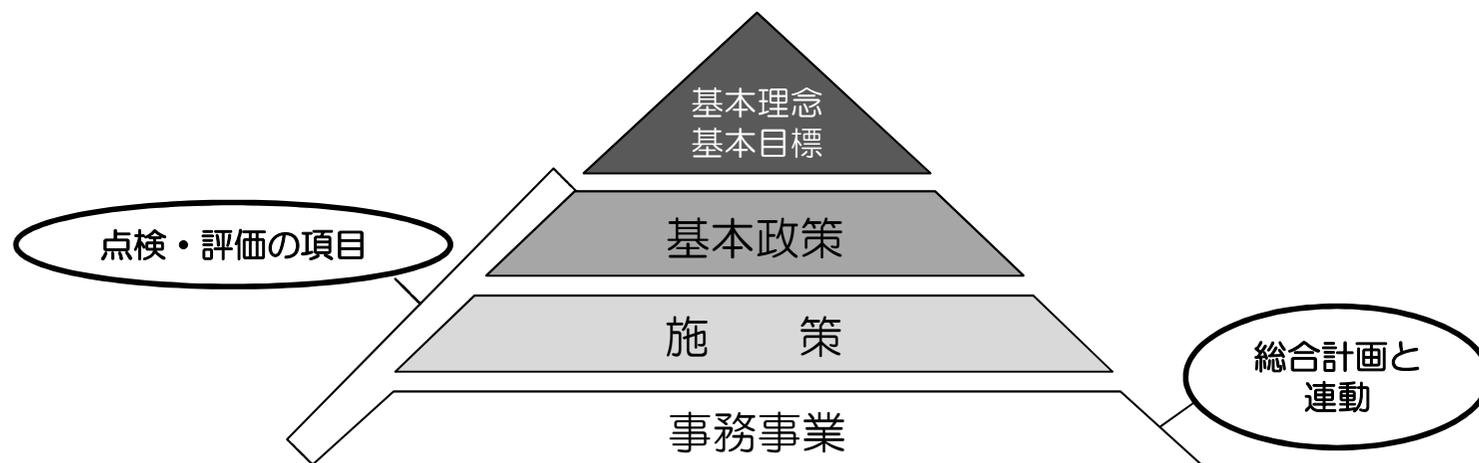
点検及び評価の実施体制

川崎市教育改革推進会議

- ◆評価・当該年度の主な取組状況についての意見聴取
- ◆次年度に向けた課題の検討



- ◆「かわさき教育プラン」の8つの基本政策のもと19の施策、45の事務事業について、川崎市総合計画との整合を図りながら、点検及び評価を行うことにより、プランを推進していきます。



市ホームページ
等で公表

議会へ提出

基本政策VI 家庭・地域の教育力を高める

政策 目標

各家庭における教育の支援や、大人も子どもも学び合い、育ち合うための環境づくりを通じて、家庭・地域の教育力の向上を図ります。

主な課題

- ①核家族化の進行や、働き方の多様化、地域のつながりの変化等により、子育てに悩みや不安を抱える家庭もあることを踏まえ、地域社会全体で子育て家庭を支えながら、家庭教育の推進を図る仕組みづくりが求められています。
- ②学校・家庭・地域の連携の取組を推進し、地域の教育力の向上を図る自主的な活動組織として、7行政区・51中学校区に地域教育会議が設置されており、より幅広い構成員によるネットワーク化を進めながら、地域教育会議の更なる活性化に向けた取組を充実させていくことで、地域の教育力を向上させていくことが求められています。また、平成26年度から取組を進めている「地域の寺子屋事業」は、シニア世代をはじめとする地域人材の知識と経験をいかして、地域ぐるみで子どもたちの学習や体験をサポートし、多世代がつながり、学び合う生涯学習の場として定着してきており、今後、更に取組を広げ継続していくために、地域人材や団体を育成していく必要があります。

主な取組成果

- ①子育て期の市民を地域全体で支え合う家庭教育環境を構築するため、**市民館での家庭・地域教育学級等の実施**や、**P T Aによる家庭教育学級への支援**を行うことで家庭教育に関する学習機会を提供したほか、関係部局や地域団体と連携した**家庭教育支援講座を、身近な施設であるこども文化センターで開催**したことによって、普段市民館で講座を受講することが困難な市民に家庭教育に関する学習機会を提供することができました。また、企業や地域団体等と連携した家庭教育支援講座のチラシを作成して市内施設に配架するとともに、市ホームページ等でも積極的に広報を行いました。
- ②**地域教育ネットワークの構築**に向け、有識者を招いた推進会議の開催や、**各中学校区におけるネットワークの活性化を担うコーディネーターの委嘱**（令和3年度末時点：10中学校区→令和4年度末時点：24中学校区）を進めるなど、地域の教育力を高めるための取組を推進しました。また、**寺子屋先生養成講座を市内9か所で開催**し、うち2か所は中学校の学習支援を行う人材の養成を行いました。また、寺子屋コーディネーター養成講座を市内3か所で開催しました。さらに、**地域の寺子屋推進フォーラムを川崎アゼリアで開催**し、寺子屋関係者が寺子屋についての理解を深めるとともに、広く市民の方へ寺子屋事業を周知しました。

教育改革推進会議における意見内容

- ①家庭が子どもの学びや育ちに大きな影響力を持っていることは間違いないが、家庭教育の責任を家庭に押しつけたり、努力を強いるのではなく、**地域で家庭を支えるという温かい考え方は素晴らしいと評価する。**
- ②地域教育会議が運営する「子ども会議」は、子どもが社会に参加する大事な機会だと捉えている。実際に参加した子どもが、そこで刺激を受け大きく成長した姿を受け、**もっと多くの子どもに「子ども会議」を知ってもらい参加してもらえるよう推進してほしい。**
- ②地域や家庭が、**学校が多くを担ってきた教育資源を地域に振り分けながら学校の負担を減らしていく方法を考えていかなければならないと思う。その中で、教育は社会全体でやるものという意識付けを行っていく必要がある。**
- ②寺子屋の活動について、子どもたちが毎回とても楽しみにしている。**世代を超えたつながりは、今の時代にあっては子どもたちの貴重な経験**であり、今後も寺子屋事業を推進してほしい。

今後の取組の方向性

- ①**市民館での家庭教育に関する学習機会の提供について、ICTを活用した事業展開等に取り組んでいきます。**また、P T Aによる家庭教育学級への支援については、P T A活動の事情に応じた支援が行えるよう、個別に対応するなど丁寧な支援に取り組んでいきます。さらに、企業や地域団体等と連携した取組について、各区との連携も視野に入れながら引き続き取り組んでいきます。
- ②地域教育ネットワークの構築については、養成講座の内容等を工夫することで、**地域教育コーディネーターの委嘱を進めるなどの改善を行いながら、取組を推進します。**

参考指標

指標名	指標の説明	実績値	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	目標値(R7年度)
家庭教育関連事業の参加者数	教育文化会館・市民館・分館で実施する家庭・地域教育学級、PTA等の企画する家庭教育学級、その他家庭教育事業の参加者数 【出典：教育文化会館・市民館活動報告書】	5,920人 (R2(2020)年度)	11,227人	-	-	-	23,500人 以上
家庭教育関連事業を通じて悩みや不安が解消・軽減した割合	教育文化会館・市民館・分館で実施する家庭・地域教育学級、PTA等の企画する家庭教育学級、その他家庭教育関連事業で悩みや不安が解消・軽減した人の割合 【出典：家庭教育事業参加者アンケート】	83.8% (R2(2020)年度)	96.6%	-	-	-	93.0% 以上
PTA・企業等多様な主体と連携して実施した家庭教育関連事業数	PTA・企業・子育て関連部署等と連携して実施した家庭教育関連事業の開催数 【出典：川崎市教育委員会調べ】	71回 (R2(2020)年度)	131回	-	-	-	175回
地域教育会議における参加者の意識の変化	地域教育会議が開催する「教育を語るつどい」等の事業において、「子どもや地域のことを考えるきっかけとなった」と答えた参加者の割合 【出典：川崎市教育委員会調べ】	97.6% (R2(2020)年度)	95.8%	-	-	-	93.0% 以上
地域の寺子屋事業を通じて生まれた地域と子どもとのつながり	地域の寺子屋事業に参加した児童を対象とした意識アンケートにおいて、親や教員以外の地域の大人と話すことができた割合 【出典：地域の寺子屋事業参加者アンケート】	94.5% (R2(2020)年度)	97.1%	-	-	-	95.0% 以上

基本政策Ⅶ いきいきと学び、活動するための環境をつくる

政策 目標

市民の主体的な学びの機会を提供し、地域づくりにつながる**学び**や、学びを通じた**出会い**（「知縁」）を促進するとともに、**地域における生涯学習の担い手を育成**していきます。
市民の生涯学習の拠点となる**教育文化会館・市民館及び図書館**について、市民サービスの向上に向けた取組を進めるとともに、施設の長寿命化や**学校施設の有効活用**などを推進し、**学びの場の充実を図ります**。

主な課題

- ①令和3年3月に策定した「**今後の市民館・図書館のあり方**」を踏まえ、持続可能な社会の実現に向け、「学びと活動を通じたつながりづくり」の役割を果たしながら、「**行きたくなる」「まちに飛び出す」「地域の“チカラ”を育む**」市民館・図書館を目指した取組を進めていく必要があります。
- ②市民による生涯学習や市民活動の場として、校庭や体育館、特別教室等を開放して生涯学習活動を推進しており、今後も**地域の身近な生涯学習の場として、学校施設の有効活用を更に推進**していくことが求められています。

主な取組成果

- ①「今後の市民館・図書館のあり方」に基づき、デジタル化の進展への対応や学習機会提供の拡充を図るため、各市民館や図書館等、**社会教育施設の通信環境の整備**を行い、**ICTを活用**した動画作成講座や、より身近な地域での**出張型講座等の開催**に取り組みました。また、市民自主学級や市民自主企画事業の企画委員会活動や、市民提案・協働での課題解決型事業の実施等を通じて地域人材の育成を行うことができました。図書館については、約89万タイトルの図書・資料等を収集・提供するとともに、館内にWi-Fiを整備し、利用しやすい環境づくりを進めました。また、ICTの積極的な活用として**電子書籍の試行的な導入**を行うとともに、来館困難者への支援として、**有料（実費）宅配サービスを本格実施し、返却ボックスを新たに1台設置**いたしました。さらに、様々な企画展示による図書資料の紹介や読書普及講演会の開催等、図書館利用促進のための取組を実施しました。
- ②**学校施設の更なる有効活用について**、校庭145校、体育館167校、特別教室等133校において学校施設を開放しました。また、「**Kawasaki教室シェアリング**」の取組として、特別教室等の利用方法の新たな掘り起こし等を目的とした**ワークショップやお試し開放等を実施**（小学校4校、計11回）するとともに、利用手続の簡素化や施設の予約状況の可視化、セキュリティ管理といった課題の解決に向けて、ICTを活用した予約システムや**扉の施錠管理（スマートロック）等の実証実験**を行いました（小学校3校）。さらに、「**みんなの校庭プロジェクト**」の取組として、小学校7校において、**児童会等を活用したルールづくり**や、各区及び地域による子どもたちが校庭で楽しく遊べる仕掛けづくりを実施したほか、安定的かつ持続可能な全校実施に向け、地域人材や既存制度等を活用した**地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくりを検討**するため、小学校1校においてわくわくプラザ事業と連携した校庭開放の試行実施を行いました。

教育改革推進会議における意見内容

- ①「読書は想像力を高める」という考え方は、今後10年間であればそのとおりと考えるが、**中長期的にみると、今、読書から動画へ、紙からICTへ学習媒体を転換するときだと考える。**文字を形として残すのではなく手段として扱い、動画で勉強していくことや、学校の図書館にサブスクリプション型の電子書籍を入れるなど、アイデアの転換を行っていく必要がある。
- ①中長期的な将来における読書の位置付けについて、読書から動画へ、紙からICTへ時代の転換がありうる一方、**現時点では言葉でのコミュニケーションを重視しており、そのために読書など文字を通じて理解する活動を継承していくことにも意義がある**と思う。言葉を用いて社会の重要な意思決定を行っていくならば、**言葉の習得の機会を家庭環境などによらず誰にでも平等に開いていくことは、教育政策の課題として依然として重要**だと思う。
- ②放課後というのは子どもが子どもらしく過ごすうえで大変貴重な時間だと思うので、そこに子どもたちが思い切り体を使って遊べる空間があるということはとても大事なことだと考えている。ただ、「みんなの校庭プロジェクト」を推進するなかで、**校庭利用における子どもたちの安全管理については、公園利用と同じようなハードルの低さで校庭を利用するように保護者や地域への意識付けを行わなければいけない。**

今後の取組の方向性

- ①「今後の市民館・図書館のあり方」に示した取組の方向性に沿って事業展開をしていきます。また、**図書館について、来館困難者や高齢者、障害者等への支援においては、電子書籍のコンテンツ数を充実させるなど、サービス向上に向けた検討を継続していきます。**さらに、令和5年度の次期図書館総合システムへの更新を円滑に行うとともに、新たなICTサービスの導入を行っていきます。
- ②「**Kawasaki教室シェアリング**」については、実証実験の検証等を踏まえ、学校施設がより利用しやすい場所となるよう、学校施設有効活用事業のあり方を検討します。また、「**みんなの校庭プロジェクト**」については、これまでの取組等をまとめた手引きを作成し、全校でのルールづくりや校庭開放の実施を目指します。今後も、学校施設の更なる有効活用を図りながら、**学校を地域の核として、地域ぐるみで子どもの育ちを支える仕組みづくりを進めます。**

参考指標

指標名	指標の説明	実績値	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	目標値(R7年度)
教育文化会館・市民館・分館の社会教育振興事業参加者数	教育文化会館・市民館・分館で実施する各種社会教育事業(学級、集会など、家庭教育振興事業は除く)に参加した人の数 【出典:川崎市教育委員会調べ】	1.3万人 (R2(2020)年度)	4.1万人	-	-	-	9.2万人以上
社会教育振興事業を通じて新たなつながりが増えた割合	教育文化会館・市民館・分館で実施する各種社会教育事業(学級、集会など、家庭教育振興事業は除く)を通じて新しい知り合いが増えた人の割合 【出典:事業参加者アンケート】	46.6% (R2(2020)年度)	46.01%	-	-	-	72.0%以上
教育文化会館・市民館・分館施設利用率【第3期から設定】	利用実績のある部屋数(コマ)÷利用可能部屋数(コマ) 【出典:川崎市教育委員会調べ】	37.8% (R2(2020)年度)	48.7%	-	-	-	57.7%以上
市立図書館図書タイトル数	川崎市立図書館全館の所蔵図書の全タイトル数。所蔵図書の多様性を表す指標 【出典:川崎市教育委員会調べ】	88万タイトル (R2(2020)年度)	89万タイトル	-	-	-	93万 タイトル以上
図書館の入館者数	川崎市立図書館全館(管覧所を除く)の入口に設置している図書無断持出防止装置(BDS)による入館者数 【出典:川崎市教育委員会調べ】	226.4万人 (R2(2020)年度)	327.7万人	-	-	-	439万人 以上
図書館における個人への貸し出し冊数【第3期から設定】	市立図書館全館における個人利用者への貸出冊数 【出典:川崎市教育委員会調べ】	548万冊 (R2(2020)年度)	628万冊	-	-	-	600万冊 以上
学校施設開放の利用者数【第3期から設定】	市立学校で実施している施設開放事業の利用者数(体育館・校庭・特別教室の利用者数の合計) 【出典:川崎市教育委員会調べ】	144.7万人 (R2(2020)年度)	244.9万人	-	-	-	268.1万人 以上

基本政策Ⅷ 文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める

政策 目標

「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、国史跡橘樹官衙遺跡群をはじめとする**文化財の保護・活用を推進**します。

日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館の**博物館活動の充実により、各施設の更なる魅力向上**を図り、本市の魅力として発信します。

主な課題

- ①本市初の国史跡となった**橘樹官衙遺跡群**（千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕・影向寺遺跡）については、「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」や「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」に基づき、**本市の貴重な宝として将来を見据えた整備**を行い、整備完了後は歴史公園として**全国にその魅力・価値を発信し、更なる文化的発展**につなげていく必要があります。また、文化財を市民共通の財産として次世代へ伝える取組を進めるため、自主的な文化財保護・活用に対する支援や子どもたちが文化財に触れる機会を確保し、体験的な学習の場面を創出することが求められています。
- ②**日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館**では、新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響により、来園・来館が困難な方やこれまで訪れる機会がなかった方等に向けて、SNSなどを活用し、自宅で楽しみながら学べるコンテンツの提供や広報を行うとともに、**生田緑地という本市を代表する地域資源を最大限にいかし、効果的な魅力発信**を行う必要があります。

主な取組成果

- ① **「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」に基づく整備の推進**については、橘樹官衙遺跡群調査整備委員会の指導・助言を受けつつ、「整備基本計画短期計画第1期」の**緑地整備及び復元建物の実施設計を行うとともに、史跡整備工事に着手**しました。また、橘樹官衙遺跡群活用事業として、史跡に隣接する橘小学校での出前授業を4クラス120人に実施したほか、市民を対象に史跡めぐり1回で40人、橘樹学講座2回で71人、発掘調査現地見学会1回で185人の参加があるとともに、職員を講師として4回派遣し80人の市民に講義等を行い、目標の360人を上回る496人の実績をあげ、市民の理解を促進することができました。さらに、文化財ボランティアの育成・確保については、昭和40年代に実施された「川崎市石造物調査」の追跡調査として、道標の現状確認調査を実施するとともに、指定文化財に関する講座を実施するなど、ボランティアの活動の充実やスキルアップにつなげました。
- ② **日本民家園、かわさき宙と緑の科学館では、非来園（館）型サービスとして公式サイトコンテンツ充実を図るとともに、SNS等を活用して情報発信**を行いました。また、事業連携については、相互連携イベントである「七夕」「お月見」事業を実施しました。日本民家園では、日本民家園管理運営事業を効率的・効果的に進め、より魅力ある施設としていくことを目的とした運営基本方針を策定するため、令和4年度は関係各課と方向性の整理を行いました。かわさき宙と緑の科学館では、**博物館事業の充実により更なる魅力向上を図るため、改正博物館法等を踏まえつつ、パブリックコメント手続や市民説明会により広く市民の意見を伺いながら、令和5年度から始まる「第2期川崎市青少年科学館運営基本計画」を策定**しました。

教育改革推進会議における意見内容

- ① **川崎市内の様々な史跡、文化財を子どもがGIGA端末を活用して当時の様子を知る（学ぶ）ことによって、川崎により一層親しみが持つことができるのではないかと考える。**また、橘樹官衙遺跡群の整備は、子ども達が文化財に触れる貴重な機会になると思う。
- ② 日本民家園は、合掌造りや歌舞伎の舞台など海外の旅行者にとって非常に魅力あるコンテンツだと思う。SNS等の広報活動を行って、積極的に周知してほしい。

今後の取組の方向性

- ① **「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」に基づき、文化庁や調査整備委員会の指導・助言を受けながら、史跡整備工事を実施するとともに、史跡整備の計画を検討していきます。**また、橘樹官衙遺跡群活用事業の参加者数が増加傾向を示していることから、事業への参加をきっかけとして橘樹官衙遺跡群や周辺の歴史文化についてより詳しく知りたい市民の要望・期待に応えるため、引き続き活用事業を実施していきます。さらに、**「川崎市文化財保護活用計画」が計画期間の満了を迎えるため、後継の計画として文化財保護法に基づき「川崎市文化財保存活用地域計画」を令和5年度に策定**します。専門的な知識を有する文化財ボランティアの育成・確保については、引き続き文化財の活用や調査に資する事業を計画し、ボランティアの活動の場を確保します。
- ② 日本民家園、かわさき宙と緑の科学館では、展示・講座等教育普及活動について引き続き幅広い年代に対応した企画を実施します。生田緑地内の連携については、各施設及び指定管理者の特長と強みをいかしながら進めます。**日本民家園では、運営基本方針の策定**について令和5年度に策定される「川崎市文化財保存活用地域計画」との整合を図りながら進めていきます。かわさき宙と緑の科学館では、計画に基づく事業推進について学芸員を中心に中長期の視点をもって各博物館事業に取り組みます。

参考指標

指標名	指標の説明	実績値	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	目標値(R7年度)
市内の指定・登録等の文化財及び「川崎市地域文化財顕彰制度」に基づく地域文化財の件数	従来の国・県・市の指定・登録の文化財件数に加え、「川崎市地域文化財顕彰制度」に基づいて顕彰した地域文化財の件数を追加 【出典：川崎市教育委員会調べ】	326件	382件	-	-	-	470件 以上
		(R2(2020)年度)					
文化財ボランティアが参加した事業日数	文化財ボランティアが参加した文化財活用事業の延べ日数 【出典：川崎市教育委員会調べ】	7日	28日	-	-	-	25日 以上
		(R1(2019)年度)					
橘樹官衙遺跡群関連事業への参加者数	橘樹官衙遺跡群の関連事業への参加者数 【出典：川崎市教育委員会調べ】	374人	496人	-	-	-	400人 以上
		(R2(2020)年度)					
「日本民家園」「かわさき宙と緑の科学館」入園(館)者数	日本民家園の年間入園者数(入園料一般500円、中学生以下・市内65歳以上無料)及びかわさき宙と緑の科学館の年間入館者数(入館料無料) 【出典：川崎市教育委員会調べ】	民家園 68,267人	101,125人	-	-	-	138,000人 以上
		(R2(2020)年度)					
		科学館 178,245人	249,649人	-	-	-	291,000人 以上
		(R2(2020)年度)					
「日本民家園」「かわさき宙と緑の科学館」来園(館)者アンケート満足度	「良かった・満足した」と回答した来園(館)者の割合 【出典：川崎市教育委員会調べ】	民家園 94.0%	91.6%	-	-	-	97.0% 以上
		(R2(2020)年度)					
		科学館 87.6%	82.0%	-	-	-	90.0% 以上
		(R2(2020)年度)					

基本政策	施策	概要	番号	事務事業名	事務事業の概要	当該年度の主な取組内容(目標)	主な取組の実績
基本政策 VI 家庭・地域の教育力を高める	施策1 家庭教育支援の充実	近年の社会環境の変化に伴って家庭環境の多様化が見られることから、 関係部局や団体、企業等と連携しながら、家庭教育の推進に取り組み、家庭の教育力の向上を図っていきます。	35	家庭教育支援事業	子育て期の市民を地域全体で支え合う家庭教育環境を構築します。	①市民館等における家庭・地域教育学級等、家庭教育に関する学習機会の提供 ②PTAによる家庭教育学級開催の支援 ③全市・各区「家庭教育推進連絡会」の開催による情報共有の推進 ④企業や地域団体等と連携した取組の推進 ⑤オンライン講座やデジタル教材の提供、身近な施設等での出張講座の開催の推進	コロナ禍の状況から一定の回復はあるものの依然としてその影響は残っており、「 家庭教育に関する学習機会の提供回数1以外の実績値が目標値を下回りました。 ① 市民館等における家庭・地域教育学級については21回 開催し、目標を上回る家庭教育に関する学習機会の提供を行うことができました。 ② PTAによる家庭教育学級 については、未だコロナ禍の影響が残っており、PTA活動そのものが縮小されていることなどから 111校での開催にとどまりました。 しかしながら、学級を オンラインで開催するなど、工夫しながら開催する取組も行っている ことから、引き続き、各校のPTAに個別の働きかけを行うなど、各校のPTA活動の事情に応じた丁寧な支援に取り組んでいきます。 ③ 全市と各区において「家庭教育推進連絡会1 を実施しました。令和4年度は、コロナ禍の状況に留意して連絡会の開催を中止した回もあることから、会議の 実施回数が12回となりましたが 、オンラインや書面開催など、手法を工夫して実施した区もあることから、好事例を横展開し、引き続き、目標を達成できるよう、実施手法等について検討していきます。 ④⑤ 企業や地域団体等と連携した家庭教育支援講座 のチラシを作成して市内施設に配架するとともに、ホームページ等でも積極的に広報を行い、家庭教育支援講座を 2回実施 しました。 市民館だけでなく、こども文化センターで開催 することで、家庭教育に関する学習機会を提供する場を増やすことができました。
	施策2 地域における教育活動の推進	地域教育会議のさらなる活性化や、地域の寺子屋事業の推進 など、地域の多様な人材や資源を活かして、地域の教育力の向上を図る仕組みづくりを進めます。 また、多世代がつながり、学び合い、子どもたちの学ぶ意欲の向上と豊かな人間性の育成を図るとともに、連携・協働に基づく 持続可能なネットワークづくり を進めます。	36	地域における教育活動の推進事業	地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲・力を、社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう支援します。 また、「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき、地域における子どもの育ちや意見表明を促進します。	①地域教育ネットワークの構築に向けた取組の推進に向けた推進会議の開催 ②地域教育会議における地域教育コーディネーターの設置 ③子ども会議や子ども集会などの充実による意見表明の場の拡充 ④地域のスイミングスクール等と連携した、子どもの泳力向上プロジェクトの実施	ほぼ目標どおり達成できました。 ①② 地域教育ネットワークの構築 に向け、有識者を招いた推進会議の開催や、各中学校区におけるネットワークの活性化を担う コーディネーターの委嘱(R3末時点:10中学校区→R4末時点:24中学校区) を進めるなど、地域の教育力を高めるための取組を推進しました。 ③ 子ども会議 については、より広く子どもの意見をしっかりと受け止める 仕組みづくりに取り組み ました。仕組みづくりにあたっては市立小中学校をはじめ、高校(定時制含む)、特別支援学校において、当事者である 子どもたちにアンケートを実施するとともに、市長と子どもたちが直接対話を行う「カワサキ☆U18」に新たに取り組むことで、意見表明の場を拡充 しました。 ④ 市内31か所のスイミングスクール等と連携して水泳教室を開催 しました。連携するスイミングスクールが増加したことや、新型コロナウイルス感染症対策で、小学校での水泳の授業が縮小したこと等により、参加を希望する方が増加し、目標値を上回る多くの子どもたちの泳力向上に寄与することができました(参加者数:3,296人)。引き続き、スイミングスクールとの調整を密に行い、連携するスイミングスクールの拡充に努めます。
			37	地域の寺子屋事業	地域ぐるみで子どもの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めることを目的に、地域が主体となって子どもたちに放課後週1回の学習支援と、土曜日等に月1回の体験活動を行う「地域の寺子屋事業」を推進します。	①地域や学校の状況を踏まえた地域の寺子屋事業の推進(寺子屋開設数:93か所) ②養成講座等による地域の寺子屋の運営に関わる人材(寺子屋先生・寺子屋コーディネーター)の確保 ③地域の寺子屋推進フォーラムの開催による普及・啓発 ④外国につながる児童を対象とする寺子屋分教室の実施	目標を下回りました。 ①地域や学校の状況に応じて寺子屋の拡充を進め、令和3年度の76か所から令和4年度は 89か所まで着実に増加 しましたが、目標値を下回っています。次年度以降においても、引き続き、寺子屋の運営を担う 人材や団体の育成、発掘を行い、さらなる寺子屋の開催に向けた取組を進めます。 ② 寺子屋先生養成講座を市内9か所で開催 し、うち2か所は中学校の学習支援を行う人材の養成を行い、 合計で159人の参加 がありました。また、 寺子屋コーディネーター養成講座を市内3か所で開催し、合計で23人の参加 がありました。 ③12月4日に 地域の寺子屋推進フォーラムを川崎アゼリアで開催 し、寺子屋関係者が寺子屋についての考えを深めるとともに、広く市民の方へ寺子屋事業の周知を図りました。 ④ 外国につながる児童を対象とした寺子屋分教室を4か所の寺子屋で実施 し、日本語学習の支援を進めました。

基本政策	施策	概要	番号	事務事業名	事務事業の概要	当該年度の主な取組内容(目標)	主な取組の実績
基本政策Ⅶ いきいきと学び、活動するための環境をつくる	施策1 自ら学び、活動するための支援の充実	“市民自身が学び、その成果を地域での活動に活かすことで充実感を味わい、さらなる学びにつなげる”という、学びと活動の循環を推進していくため、 市民館・図書館において、学びを通して、人・つながり・地域づくりを支える生涯学習の観点をめざした取組 や、市民にとって役立つ、地域の中で頼れる 知と情報の拠点をめざした取組 を進めています。	38	社会教育振興事業	教育文化会館・市民館・分館において、市民の学習や活動の支援、社会教育を担う団体やボランティアの育成、市民のネットワークづくりなどを行うとともに、学習の成果や地域の人材資源の活用を図り、市民の力による地域の教育力とまちづくり力の向上を図ります。	①市民が集う利用しやすい環境づくり ②多様な市民ニーズに対応した学びの支援 ③多様な主体の参加と協働・連携による地域づくり	コロナ禍の状況から一定の回復はあるものの依然としてその影響は残っており、 実績値が目標値を下回りました。 ①令和2年度に策定した「今後の市民館・図書館のあり方」に基づき、デジタル化の進展への対応や学習機会提供の拡充を図るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、 市民館等社会教育施設のネットワーク環境の整備 を行い、 ICT活用に関するボランティア育成講座や、ICTを活用した動画作成講座などを実施 しました。また、より身近な地域での 出張型講座等の開催 に取り組みました。社会教育事業の実施数は目標を下回ったため、引き続き、ウィズコロナの状況下においても、市民が参加しやすい実施形態の検討及び実施を行うとともに、 新たなニーズに対応した新規事業の実施を検討するなど、市民が集う利用しやすい環境づくりに取り組んでいます。 ②市民の学び直しの学習機会を提供するリカレント教育推進事業や、学生を対象とした青少年教室等、4種類の 新規事業を計23事業実施 しました。 ③ 市民自主学級や市民自主企画事業 などにより、市民提案・協働での課題解決型事業の推進と事業の企画委員会活動等を通じて地域人材の育成を行うことができました。
			39	図書館運営事業	市民の読書要求に応え、市民の課題解決に役立つために、多様な図書館資料を収集・提供するとともに、レファレンスの向上、インターネットやICTの活用、関係機関や学校図書館との連携促進などを図りながら、効率的・効果的な図書館運営をめざします。	①一人ひとりの市民が使いやすいくみづくり ②多様な利用ニーズに対応した読書支援 ③地域や市民に役立つ図書館づくりの推進	ほぼ目標どおり達成できました。 ①様々な特集や 資料展示による図書資料の紹介 、また 読書普及講演会等のイベントを実施 し、図書館だよりやホームページ等による多様な広報を行い、図書館利用促進のための取組を推進しました。 ②市民のニーズを踏まえ効率的・効果的な図書館の運営及び維持管理を行いました。また令和5年度の次期システムの導入にあわせ、図書館アプリ等の新たなICTサービスの検討を行いました。来館困難者や高齢者、障害者等への支援として、自動車文庫(市内21ポイント)の運行や対面朗読、郵送貸出サービスを実施し、さらに有料宅配サービスの本格的な実施を開始し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し 電子書籍を試行的に導入 しました。また、 返却ボックスを1台増やし サービスの向上を図りました。 ③多様なニーズに応えるため、地域資料や課題解決等に役立つ広範な資料を収集するなど充実を図り、 89.2万タイトルを確保 するとともに、資料の提供を行いました。

令和4年度の教育プラン事務事業の評価結果一覧

基本政策Ⅶ

基本政策	施策	概要	番号	事務事業名	事務事業の概要	当該年度の主な取組内容(目標)	主な取組の実績
基本政策 Ⅶ いきいきと学び、活動するための環境をつくる	施策 2 生涯学習環境の整備	市民の生涯学習や地域活動の場としての 学校施設の有効活用 の促進や、身近な 社会教育施設等の利用環境の向上 を図るとともに、今後の市民館・図書館が、求められる多様なニーズへ柔軟に対応していける体制づくりを進めます。	40	生涯学習施設 の環境整備事業	市民の生涯学習や地域活動の拠点として、身近な学校施設を有効活用するとともに、社会教育施設等の環境整備を図るなど、市民の生涯学習環境の充実を図ります。	①身近な地域における活動の場としての学校施設(校庭、体育館、特別教室等)の更なる活用の推進 ②老朽化した社会教育施設等の環境整備 ③教育文化会館の労働会館との再編整備の推進 ④宮前市民館・図書館の鷺沼駅周辺への移転・整備に向けた取組 ⑤市民館・図書館における多様なニーズに対応するための効率的・効果的な管理運営体制の構築	ほぼ目標どおり達成できました。 ① 校庭145校、体育館167校、特別教室等133校において学校施設を開放 しました。「 Kawasaki教室シェアリング 」の取組として、モデル校において、特別教室等の利用方法の新たな掘り起こし等を目的としたワークショップやお試し開放等を実施(計11回)するとともに、利用手続の簡素化や施設の予約状況の可視化、セキュリティ管理といった課題の解決に向けて、「 ICTを活用した予約システムや庫の施設管理(スマートロック)等の実証実験 を行いました(計3校)。「 みんなの校庭プロジェクト 」の取組として、モデル校7校において、児童会等を活用したルールづくりや、各区及び地域による子どもたちが校庭で楽しく遊べる仕掛けづくりを実施したほか、安定的かつ持続可能な全校実施に向け、地域人材や既存制度等を活用した地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくりを検討するため、小杉小において わくわくプラザ事業と連携した校庭開放の試行実施 を行いました(計8回、うち2回雨天中止)。 ②老朽化した社会教育施設等の環境整備を進めるため、多摩市民館、麻生市民館・図書館の トイレ改修工事 などを実施しました。また、 ハケ岳少年自然の家 の再編整備に向けて、施設の利用状況や建物の老朽化状況等を把握するとともに、市場調査等の民間活用導入可能性調査を実施し、現地での再編整備案等の検討を行いました。さらに、幸市民館・図書館の計画的な施設整備に向けて、基本計画の策定作業に着手しました。 ③ 教育文化会館の労働会館との再編整備 の推進のため、事業・サービスの内容や効率的・効果的な提供手法等に関する「(仮称)川崎市民館・労働会館 管理運営計画」を策定するとともに、実施設計を完了しました。 ④ 宮前市民館・図書館の鷺沼駅周辺への移転・整備 に向けた取組を進めるため、再開発準備組合による「鷺沼駅前地区再開発計画の再検証結果報告」における検証後の再開発事業の全体スケジュールを踏まえ、新宮前市民館・図書館における必要機能や諸室の規模や配置等の検討を実施し、基本・実施設計や管理運営計画に係る取組スケジュールの見直しを図りました。 ⑤市民館・図書館への市民ニーズの広がりや多様化に的確に対応するため、「 市民館・図書館の管理・運営の考え方 」を策定しました。
			41	社会教育関係団体等への支援・連携事業	生涯学習団体や主体的に活動する社会教育関係団体への支援を行うことで、市民の生涯学習の機会の充実を図ります。	①生涯学習財団、社会教育関係団体への支援による学習機会の充実(参加者数:12,700人以上)	コロナ禍の状況から一定の回復はあるものの、依然としてその影響が残っていることから、 目標を下回りました 。 生涯学習財団が、本市の生涯学習の推進のために、全市的・広域的視点から市民の課題解決に向けた生涯学習の支援を行うとともに、多様な主体と連携し、市民の誰もが、いつでも、どこでも自主的に生涯学習に取り組める環境づくりを進められるよう補助金の交付や助言等を行いました。コロナ禍による影響から事業への参加者数は目標値を下回り、8,140人でしたが、社会情勢に則した課題対応の取組として、 デジタルデバйд解消に向けた「ICT活用ボランティア講座」 を実施するとともに、全12回の長期講座を全6回の短期講座に分割したり、新たに単発の講座を開催するなど、参加のしやすさに留意しながら事業実施することで、より多くの市民の参加を得られるよう取り組みました。また、児童・生徒の健全な育成とPTAの社会教育活動の充実に寄与することを目的とした、 川崎市PTA連絡協議会、神奈川県下市立高等学校PTA連絡協議会への補助金の交付や助言等 を行いました。コロナ禍により中止となった活動もありましたが、ICTを活用し研修をオンラインで実施する等、活動の工夫に取り組みました。更に、本市における平和・環境・子育てなど、様々な地域課題に取り組んでいる 川崎市地域女性連絡協議会 に対し、 補助金の交付や助言等 を行いました。コロナ禍により中止となった活動もありましたが、平和・人権や男女共同参画、消費生活、環境などに関する学習・実践及び情報交換が行われ、地域活動の充実が図られました。

基本政策	施策	概要	番号	事務事業名	事務事業の概要	当該年度の主な取組内容(目標)	主な取組の実績
基本政策 Ⅷ 文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める	施策1 文化財の保護・活用の推進	「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、地域と連携しながら市民が文化財に親しむ機会を充実を図り、文化財ボランティア等の地域人材の育成・確保を図ります。また、国史跡橋樹官衙遺跡群の保存管理・活用・史跡整備等を計画的に推進します。	42	文化財保護・活用事業	市民の郷土に対する認識を深め、地域の人々の心のよりどころとして、文化の向上と発展に貢献するため、歴史の営みの中で、自然環境や社会・生活を反映しながら、育まれ、継承されてきた文化財の適切な保存と活用を進めます。	①「文化財保護活用計画」の総括と(仮称)文化財保存活用地域計画策定に向けた課題整理 ②指定文化財の保存修理の実施 ③専門的な知識を有する文化財ボランティアの育成・確保(文化財ボランティアが参加した事業日数:20日以上) ④埋蔵文化財の発掘調査等の実施	目標どおり達成できました。 ①「川崎市文化財保存活用地域計画」の策定に向け、現行計画である「文化財保護活用計画」の総括として、これまでに実施した文化財調査や活用事業の検証を行い、現状と課題を整理しました。また、これまでに把握している 指定・未指定各文化財の調査等各種情報を紐づけたリストの作成 を進めました。 ②市指定「木造聖徳太子立像」(影向寺所蔵)の保存修理に際し、補助金を助成するとともに、川崎市市民ミュージアム所蔵で被災した市指定「大師河原の漁撈具」の一部等の 保存修理が適切に行われるよう助言 を行いました。 ③文化財ボランティアの育成・確保については、過去3年間新型コロナウイルス感染症の影響で活動を休止していましたが、感染防止対策をとりつつ、 市内の石造文化財の調査をボランティアとともに 行いました。また、 関係者のみで実施した指定文化財現地特別公開に伴う講座に参加してもらい、ボランティアのスキルアップ、意欲向上につなげました。 ④埋蔵文化財の発掘調査等は、事業者との調整を行い、適切に実施しました。
			43	橋樹官衙遺跡群保存整備・活用事業	古代川崎の歴史的文化遺産を後世まで継承するため、市内で初めて国史跡に指定された「橋樹官衙遺跡群」の保存・活用を図ります。	①「国史跡橋樹官衙遺跡群保存活用計画」に基づく保存管理・活用の実施 ②市民との協働による史跡環境の整備・維持の推進 ③「国史跡橋樹官衙遺跡群整備基本計画」に基づく整備の推進 ④橋樹官衙遺跡群の調査・研究の推進	目標どおり達成できました。 ①「 国史跡橋樹官衙遺跡群保存活用計画 」に基づく 保存管理・活用 の実施については、 有識者会議を4回を実施し 、史跡に 隣接する橋小学校での出前授業(4クラス120人)を実施 しました。また橋樹官衙遺跡群活用事業として、 史跡めぐり1回で40人、橋樹学講座2回で71人、発掘調査現地見学会1回で185人の参加 があるとともに、職員を講師として4回派遣し80人の市民に講義を行い、目標の360人を上回る496人の実績をあげ、市民の理解を促進することができました。 ②市民との協働による史跡環境の整備・維持の推進については、影向寺重要文化財・史跡保存会や地元町内会を母体に設立された橋樹郡衙跡史跡保存会等と協働して史跡環境保全を実施しました。 ③「国史跡橋樹官衙遺跡群整備基本計画」に基づく整備の推進については、橋樹官衙遺跡群調査整備委員会の指導・助言を受けつつ、整備基本計画短期計画第1期の緑地整備及び建物復元の実施設計を作成するとともに、緑地整備工事を開始しました(令和5年度完成予定)。 ④橋樹官衙遺跡群の調査・研究の推進については、 千年伊勢山台遺跡「橋樹郡家跡」(第36～38次)と影向寺遺跡(第32～34次)の発掘調査を実施 しました。

令和4年度の教育プラン事務事業の評価結果一覧

基本政策Ⅷ

基本政策	施策	概要	番号	事務事業名	事務事業の概要	当該年度の主な取組内容(目標)	主な取組の実績
基本政策 Ⅷ 文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める	施策 2 博物館の魅力向上	日本民家園における民家の暮らし調査や、かわさき宙と緑の科学館における市域の生物調査などにより、 各施設の専門性を充実 させるとともに、 学校・地域等との連携により博物館活動を推進 し、各施設の魅力向上を図ります。	44	日本民家園管理運営事業	国・県・市の指定文化財25件を有する日本有数の古民家の野外登録博物館として、その貴重な文化財を適切に保存・活用し、市民の文化・学術・教育の向上を図るため、「日本民家園」を運営します。	①江戸時代の古民家の野外展示 ②伝統的生活文化に関する企画展示及び各種講座等による教育普及事業の実施 ③観光客の積極的誘致に向けた広報活動の実施 ④文化財建造物・民具などの保存整備と調査研究 ⑤生田緑地における他博物館や美術館と連携した取組の推進 ⑥「(仮称)川崎市立日本民家園運営基本方針」の策定に向けた準備・調整 ⑦計画的な施設の補修等の推進(文化財建造物を除く)	目標を下回りました。 ①来園者数は、猛暑・長雨等の天候不順のほか、新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限緩和により遠方への旅行を選択する人が多くなったことなどから目標を下回りました。 アンケート満足度は、母数が少なかったことから少数の否定意見が大きく反映され目標を下回りました。 今後は新型コロナウイルス感染症流行中休止・縮小していた催事の平常化を進め、来園者数の増に向け取り組むほか、来園者全体の意見が反映されるよう アンケートをスマートフォン方式に変更して取得数を増やします。 ②教育普及事業は新型コロナウイルス感染症の収束傾向に伴い 徐々に講座等の開催数を増やしました。 また、引き続き 非来園型サービスとして公式サイトコンテンツの充実 を図りました。今後は感染症との共存を前提に魅力ある教育普及事業の開催に取り組めます。 ③広報活動についてはSNS等を活用して情報発信を行うなど計画通り実施しました。 ④保存整備については耐震工事等を計画通り実施しました。 調査研究については企画展に合わせて進め、解説図録を刊行 しました。 ⑤事業連携については、青少年科学館との連携イベント「七夕」「お月見」等、計画通り取り組みました。 ⑥日本民家園管理運営事業を効率的・効果的に進め、より魅力ある施設としていくことを目的とした 運営基本方針の策定に向け、方向性の整理を行いました。 ⑦計画的な施設の補修等については 園路補修・排水工事を実施し、バリアフリー化と環境改善に取り組 みました。
		自然・天文・科学の3つの柱を中心に、市民の科学知識の普及啓発や科学教育の振興のため、市唯一の自然系登録博物館として、「青少年科学館」(かわさき宙と緑の科学館)を運営します。	45	青少年科学館管理運営事業	自然・天文・科学の3つの柱を中心に、市民の科学知識の普及啓発や科学教育の振興のため、市唯一の自然系登録博物館として、「青少年科学館」(かわさき宙と緑の科学館)を運営します。	①「青少年科学館運営基本計画」に基づく事業推進 ②自然・天文・科学の3分野の実物・標本・模型などの資料展示(年間来館者数:291,000人) ③自然観察教室や科学実験教室など、体験を通じた教育普及の取組の推進 ④プラネタリウム「MEGASTAR-Ⅲ FUSION」を活用した天文知識の普及啓発の実施 ⑤ボランティア、市民活動団体等の育成・支援 ⑥生田緑地における他博物館や美術館と連携した取組の推進 ⑦計画的な施設の補修等の推進	目標を下回りました。 ①概ね10年間を計画期間とする当館事業の方向性を示す運営基本計画に基づく事業推進については、学芸職員を中心に中長期の視点をもって収集保存・展示・教育普及、調査研究等の博物館事業に取り組めました。また、博物館事業の充実によりさらなる魅力向上を図るため、改正博物館法等を踏まえつつ、パブリックコメント手続や市民説明会により広く市民の意見を伺いながら、 令和5年度から始める「第2期川崎市青少年科学館運営基本計画」を策定 しました。 ②年間来館者数については249,649人となりましたが、家庭でも科学館の魅力に触れてもらえるよう、「 おうちで楽しむデジタル科学館 」をホームページに掲載するとともに、 天文・動植物に関する情報をSNSにより積極的に発信 しました。今後も利用者の安全・安心を最優先に、国の方針や関係団体のガイドライン等に基づいた取組を進めます。 ③ 自然観察教室や科学実験教室など 、体験を通じた教育普及の取組の推進については、サイエンスワークショップなどの科学実験教室は 定員を削減する などとして実施した結果、参加者数は8,661人となりました。今後も利用者の安全・安心を最優先に、国の方針や関係団体のガイドライン等に基づいた取組を進めます。 ④ プラネタリウムを活用した天文知識の普及啓発の実施 については、 定員を削減 するなどとして、プラネタリウムワークショップ(101人)、各種天体観測会(1,124人)、講演会(63人)を開催しました。また、プラネタリウムの有効活用として一般団体が貸切利用できる「 星空自由空間 」については、星空のもと音楽を楽しむ場として利用されるなど、3回実施しました。今後も利用者の安全・安心を最優先に、国の方針や関係団体のガイドライン等に基づいた取組を進めます。 ⑤ 研修会の実施等によるボランティアの育成、市民活動団体等の支援 については、天文サポーター研修会(4回)、科学サポーター研修会(6回)を開催し、「星を見るタベ」など 天体観測会において修了者の活用 を図るとともに、サイエンスワークショップなど 科学実験教室を市民活動団体と連携して実施 しました。今後も利用者の安全・安心を最優先に、国の方針や関係団体のガイドライン等に基づいた取組を進めます。 ⑥生田緑地における他博物館や美術館と連携した取組については、日本民家園との連携により「七夕」「お月見」事業を実施しました。 ⑦計画的な施設の補修等の推進については、指定管理者と連携して補修計画を立案するとともに、 利用者の安全に関わる箇所を最優先に、長寿命化に配慮しながら迅速かつ効率的に補修等を実施 しました。